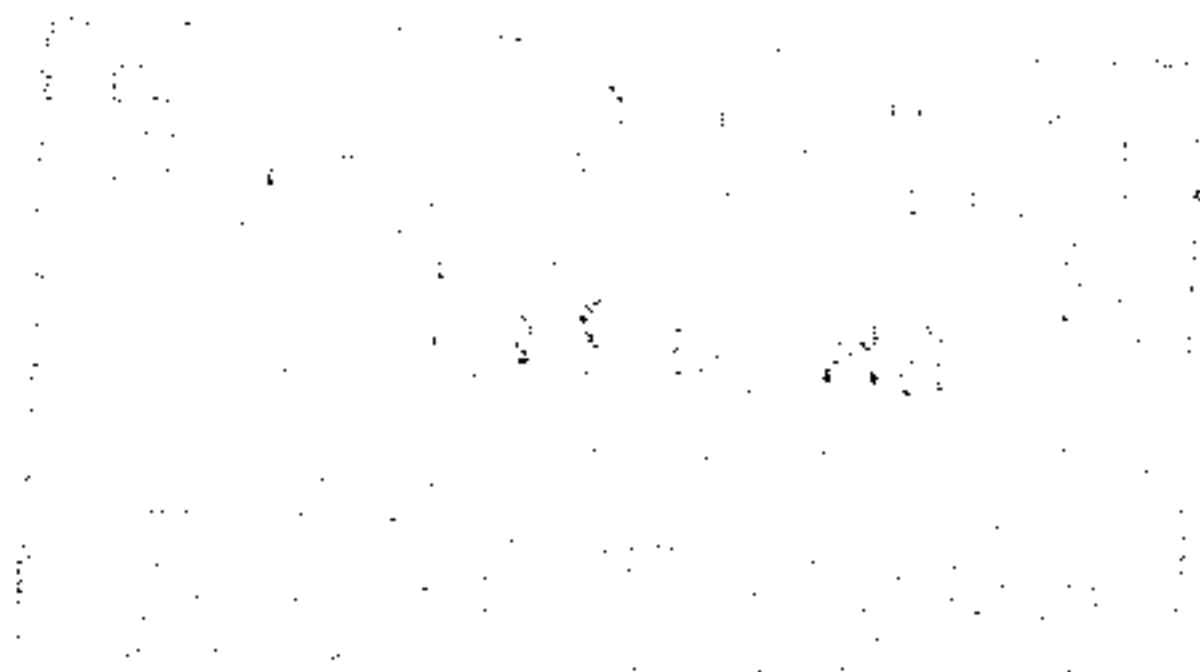


JICA LIBRARY



1006780[9]



国際協力事業団	
受入 月日 58840.5.22	R000
	36
登録No. 06650	SDP

は し が き

開発調査団は、開発途上国からの要請に応じて、その国の経済発展に重要な役割を果たす公共的な開発計画の立案に協力するために編成された日本政府調査団であります。

調査団は、事前国内調査、現地調査および国内作業を行なって開発計画案を作成し、相手国に報告することによって、その国の開発促進に寄与するとともに、わが国と相手国との友好親善および経済交流の緊密化に貢献することとなるものであります。

このような調査団の使命を認識され、団長は調査団の最高責任者としての自覚をもたれ、また団員は団長を補佐しその指揮のもとに終始一体となって規律ある行動をとられるよう、お願いいたします。

また調査の結果を速やかにとりまとめることが相手国の要請に応える緊要事であることを銘記され、できるかぎり現地滞在期間中に報告書の原稿を書き上げるよう、お願いいたします。

この手引は「第1編 開発調査業務要領」及び「第2編 開発調査報告書作成要領」の2編から成り、調査団員のために当事業団の手續や注意事項を説明したものですので、団員に委嘱されたのちは、本邦出発前、現地滞在中はもとより、帰国後においても携行され、業務実施上の参考としてご活用ください。

なお、この手引に記載されていない事項については、担当者におたずね下さい。

昭和56年9月

国際協力事業団
社会開発協力部長

目 次

第1編 開発調査業務要領

第1章	開発調査団員の任務	1
(1)	開発調査の業務の流れ	1
(2)	調査団員の主要任務	1
第2章	本邦出発まで	5
(1)	調査団の編成	5
(2)	本邦出発までに調査団員が事業団に提出する書類	5
(3)	調査団事前打合せ会議	6
(4)	渡航手続	7
(5)	旅行代理店の役割	8
(6)	調査旅費の概算支給	9
(7)	現地調査費の概算払い	9
(8)	災害補償	9
(9)	調査用資機材の調達	10
(10)	調査用資機材の梱包	11
(11)	調査用資機材の輸送	11
(12)	本邦からの出発	12
(13)	調査団員が外国旅行のために所持すべき書類	13
第3章	現地滞在中	14
(1)	在外公館、事業団海外事務所および相手国政府等との打合せ	14
(2)	事業団への報告	14
(3)	調査旅費の返還	15
(4)	現地調査費の取扱いについて	15
(5)	調査用資機材の管理	15
(6)	現地収集資料の管理	16
(7)	報告書原稿の作成	16

(8)	相手国政府に対する予備報告	16
(9)	調査用資機材の返送	16
(10)	団員の帰国	17
(11)	飛行機の予約と確認	17
(12)	本邦への到着日の連絡	17
(13)	事業団あての電信について	17
第4章 帰国後		18
(1)	事業団への報告	18
(2)	帰国直後調査団員が事業団に提出する書類	18
(3)	滞在費の精算	18
(4)	現地調査諸費の精算	19
(5)	調査用資機材の返納	19
(6)	調査用フィルムの保管等	19
(7)	報告会の開催	19
(8)	報告書のとりまとめ	20
(9)	報告書とりまとめにあたって調査団員が事業団に提出する成果品	20
(10)	調査内容の公表	21
第5章 臨時会計役の任務		22
1.	臨時会計役の任務	22
(1)	臨時会計役任命の趣旨	22
(2)	現地調査費の受領	22
(3)	現地調査費の支出	22
(4)	現地調査諸費の精算	24
2.	臨時会計役の任務	25
(1)	資機材管理の職務	25
(2)	調査用資機材の受領	25
(3)	調査用資機材の管理	26
(4)	調査用資機材の返送	27

(5) 調査用資機材の返納	28
---------------	----

様 式

1. 診断書	31
2. 業務報告	32
3. 資機材借用証	33
4. 現地収集資料リスト	34

添 付 資 料

1. 技術協力のために海外に派遣する専門家のための給与等に関する基準（抜すい）	37
2. 現地調査費の会計事務取扱いについて	43
3. 海外派遣専門家の災害補償に関する基準	50

様 式

1. 労災保険特別・海外共済会加入者届	59
---------------------	----

参 考 資 料

1. 事業団海外事務所及び駐在所 所在地	63
2. 在外公館リスト	73
3. 各通貨の為替相場一覧表	115
4. 国別にみた必要および推奨される予防接種	133
5. 査証相互免除国	138
6. 通過及び短期滞在に対する査証不要国一覧	140

第2編 開発調査報告書作成要領

1. 開発調査とその報告書	145
2. 開発調査団団長および団員の心得	148
3. 開発調査プロジェクト担当者の責務	150

4. 報告書作成の行程	151
5. 報告書執筆の基本方針	152
6. 報告書の構成	153
7. 原稿執筆上の注意	155
8. 写真、図表のオリジナル作成	157
9. 翻訳と校閲	158

付 録

1. 翻訳と校閲について	161
2. 報告書の印刷・製本仕様	166
3. 報告書の表紙について	168
4. 報告書の取扱い	171

第1編 開発調査業務要領

第1章 開発調査団員の任務

(1) 開発調査の業務の流れ
国際協力事業団が実施している政府ベースの開発途上国に対する技術協力事業の一方式として、開発調査事業がある。

開発調査事業は、開発途上国の経済発展に重要な役割を果たす公共的な開発事業に関して現地調査および国内作業を行って事業計画書を作成し、日本政府から相手国政府に提出することを目的とし、当事業団は各分野の専門家からなる調査団を編成してこの事業を実施するものである。

その財源は、外務省所管開発調査費（交付金）であるが、開発調査事業の仕組みあるいは業務の流れを述べればおよそ3頁のとおりである。

また調査業務の実施の方法には、事業団が直接関係機関等から技術者を集め調査を実施する、いわゆる直営方式と事業団がコンサルタント会社等と調査業務に関する契約を結び、事業団の業務監理の下に、コンサルタントが調査団を編成し、調査を実施する、いわゆるコンサルタント一括契約方式の二つがあるが、その業務の流れには差異がないので、ここでは直営方式をベースに説明することとする。

(2) 調査団員の主要任務
この業務を実施するために調査団員に委嘱する任務の主要なものは下記のとおりである。

具体的な事項については調査の性格、目的に応じて異なるが、大筋において遺漏のないようにされたい。

(a) 事前国内調査

○相手国の一般事情、経済発展状況、要請の背景、

開発計画の構想等を把握する。

- 調査団の最終成果品となる開発計画報告書（以下報告書という。）の骨組を立案する。これには、技術的可能性、経済的有効性、資金的妥当性を十分検討するほか、政治的配慮を加えること。
- 上記報告書のうち国内で判明する範囲についてできるだけ執筆する。
- 国内で判明しない事項について現地で調査を行なうための調査計画をたてる。

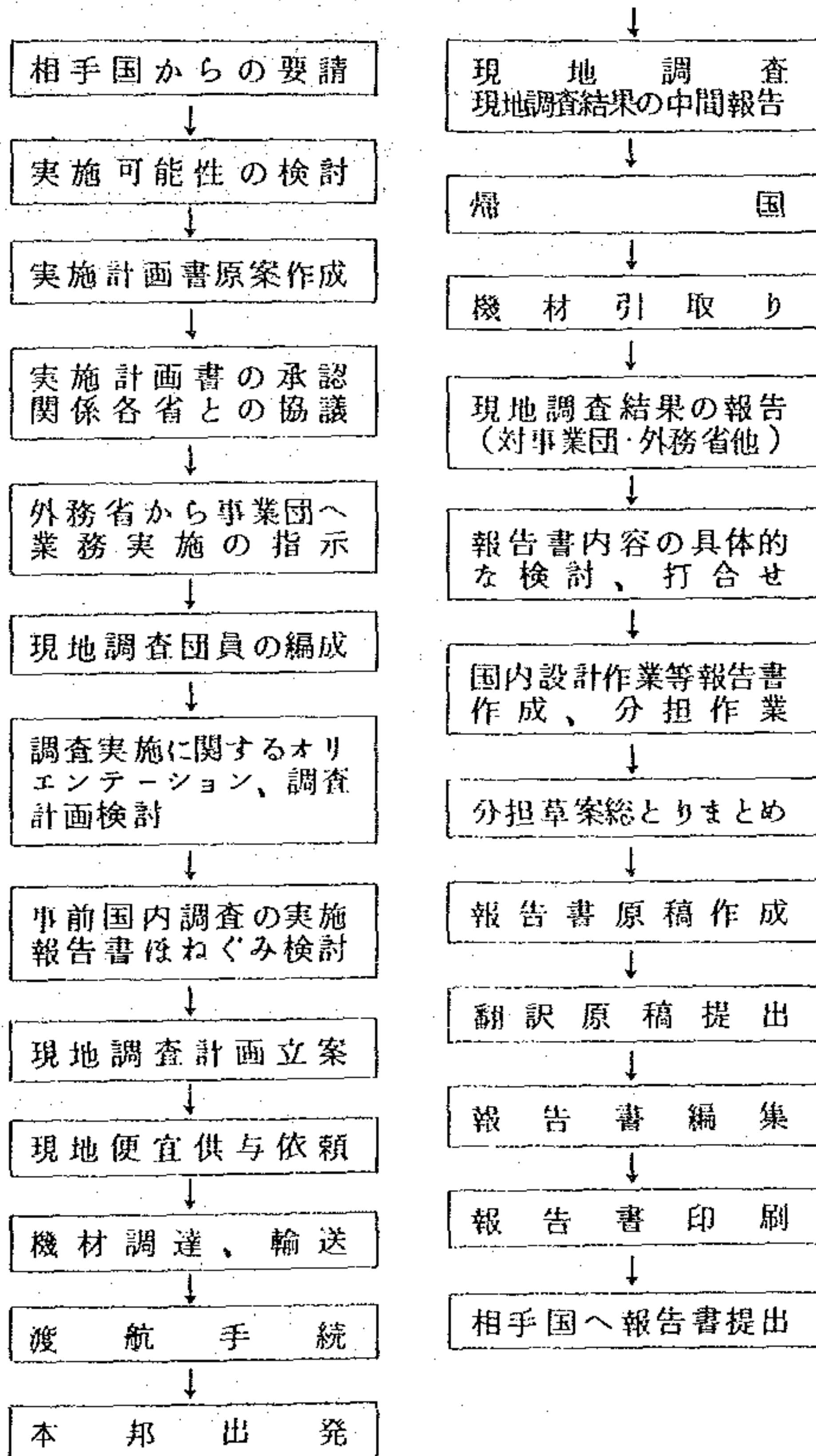
(b) 現地調査

- 相手国政府の要請の背景、開発計画の構想を確認する。
- 一般事情、経済状態、その他計画立案に必要な資料情報を収集する。
- 現場における自然条件調査、地元民の意向聴取を行なう。
- 事前国内調査および現地調査の成果をあわせて現地事情に適合した開発計画を立案する。
- 国内での解析、設計作業を要する部分を除き報告書を執筆する。
- 開発計画の要点、今後のスケジュール等に触れた中間報告書を作成し、相手国政府に提出報告する。

(c) 報告書のとりまとめ

- 現地調査によって得られた資料情報を検討し、開発計画作成方針を確認する。
- 資料解析、構造物設計等を行なう。（必要な場合には、調査団から仕様書を得て、事業団からコンサルタント会社等に外注する。）
- 上記の成果をとりまとめて報告書原稿を作成する。
- 事業団が別途外注する翻訳、印刷に関する校閲、

開発調査事業の業務の流れ



校正を行なう。

○帰国直後および開発計画作成後、事業団・外務省
他関係機関に報告する。

(d) 報告書説明

○事業団、外務省から相手国政府に報告書を提出し
たのち、必要に応じ、団長および主要団員は説明
に赴く。

第2章 本邦出発まで

(1) 調査団の編成 (a) 団員の人選

事業団は、概略の調査計画および調査団編成案を作成し、団長および団員の推薦または委嘱願いを関係省庁または民間機関に依頼する。

(b) 団長および団員の委嘱等

事業団は、団長および団員の推薦または委嘱の承諾を受けたのち、これを決定して本人に委嘱状を発給する。

団員は、調査の事前準備、現地調査、報告書作成について連帯して責任を負い団長はこれを代表する。

(c) 臨時会計役の発令

事業団は、団長または団員のうちから1名を選んで臨時会計役を発令する。(臨時会計役の任務は第5章に述べる。)

他の団員は現地調査費の支出および調査用資機材の使用にあたって臨時会計役に協力するものとする。

(2) 本邦出発までに 調査団員が事業団 に提出する書類

調査団員に内定したのち現地調査のため本邦を出発するまでは、諸手続きのために下記の書類が必要である。事業団担当者の連絡に応じて所定の様式で提出されたい。

なお、旅券取得にあたって一般数次旅券の交付を受けている者は、公用旅券の交付を受けることは出来ない。公用旅券の発給を申請するときは、かならず一般数次旅券を外務省へ返納する手続きをとること。(この手続きは事業団指定の航空代理店が行なう)

(a) 事業団内部手続用書類

- (i) 団員内定時
 - 履歴書 1通
 - 健康診断書 1通(様式1)
- (ii) 現地調査計画打合せ時
 - 調査日程
 - 調査用機材リスト
 - 現地便宜供与依頼事項
- (iii) 外国旅費等支給時
 - 外国旅費請求、領収書
 - 海外共済会加入申請書
 - 予防注射料領収書
 - 健康診断料領収書
 - 現地調査費受領書(臨時会計役)
- (iv) 本邦出発時
 - 出発届
 - 調査用機材受領書(臨時会計役)
- (b) 旅券取得用
 - 戸籍抄本 1通
 - 旅券用及びビザ用写真 約5枚(但し、国によって異なる)

(3) 調査団事前打合せ会議

調査団が編成されたのち速やかに調査団員は一週間に一回程度の割合で会合を持ち、次の事項について打合せを行ない、団員相互の意思統一をはかり、現地調査のための準備をするものとする。

- (a) 相手国一般事情についてのオリエンテーション
- (b) 調査対象のプロジェクトの背景、計画構想の把握
- (c) 関係資料の収集(必要な資料が国内で得られぬ場合相手国政府に資料の収集を要請する。)
- (d) 団員各自の業務分担の確認

- (e) 最終成果品となる報告書の骨組の立案、国内事前調査によって判明した部分の執筆
- (f) 現地調査の範囲、項目、方法、詳細日程等の検討
- (g) 調査団資機材の検討、調査、輸送等についての検討
- (h) 相手国側に依頼する便宜供与事項についての検討

(4) 渡航手続 外国旅行のためには、旅券、相手国の入国査証、外貨、航空券等が必要であるが、団員から戸籍抄本および写真の提出を受けたのち、事業団指定の航空代理店に渡航手続きを代行させる。

前記(2)で述べたとおり、すでに一般数次旅券の交付を受けている者は、その旨をかならず事業団のプロジェクト担当者に連絡し、事業団指定の航空代理店を通じ外務省へ返納の手続をしなければならない。

また渡航前の健康診断は原則として事業団指定の下記の診療所で受診すること。その際、必ず事業団所定の健康診断書用紙を使用するものとする。

指定診療所

新宿三井ビルクリニック

新宿区西新宿2の1 新宿三井ビル4階

電話 344-3311(代)

世界各国とも、出入国の際には予防接種証明書が必要とされるので、出発までに予防注射を行い、その証明書を受けとっておく必要がある。

どの予防注射の免疫証明が必要であるかは、国によって異なる。通常は、天然痘(有効期間は3年)コレラ(有効期間6カ月)等であるが、特にアフリカおよび中南米については黄熱病の予防注射を必要とする場合がある。これらの予防注射は、黄熱病とペストを除

いては事業団指定の診療所、外務省診療室、大都市の病院、神戸、大阪の税関等において受けることが出来るが、証明書は外務省診療室、検疫所等にて発行される。したがって、検疫所、外務省診療室以外で予防注射を受けた場合は、注射証明を発行してもらい、航空代理店に証明書の取付けを依頼すること。（参考資料参照）

黄熱病とペストは、成田（毎週金曜日）、品川（前週の金曜日までの予約で毎週火曜日）、福岡・神戸等の検疫所（注）で受けられます。

コレラの予防注射は、出発前2回行なう必要があり通常第1回の注射を受けてから5～7日以内に第2回の注射を受ける。天然痘は1回行なうだけであるが、コレラと一緒に注射を受けられない。黄熱病の予防注射の場合、他の注射との間隔を1カ月あける必要があり、その点注意が肝要である。

(注) 品川検疫所 03-471-7922
成田検疫所 0476-32-6701
大阪検疫所 06-571-3521
神戸検疫所 078-671-0028

(5) 旅行代理店の役割

旅行代理店の役割はおおむね下記のとおりである。

それぞれの事項の詳細については、旅行代理店の担当者と相談されたい。

- 旅券および入国査証取得（旅行日程表等作成）
- 航空券購入
- 航空機座席予約
- ホテル予約（通常は大使館に依頼する）
- 別送貨物通関および発送手続
- 空港での搭乗および手荷物発送手続

○空港への送迎（費用は本人負担）

○帰国時別送貨物引取り

(6) 調査旅費の概算
支給

団員には現地調査期間中の調査旅費が支給される。
外国旅費とは、支度料、日当、宿泊料、渡航費および旅行雑費（注射料、健康診断料、出入国税等）であり、事業団の定める基準（別添）により算出した額の円貨を概算で支給し、帰国後精算する。

滞在費（日当、宿泊料）の外貨交換および航空券購入の手続きは、事業団が行なう。

(7) 現地調査費の概
算払い

現地調査費は、現地調査に際し業務を実施するために必要な経費であり、個々の支出条件ごとに事業団本部の会計機関で処理することができないため、臨時会計役に概算払いを行なう。臨時会計役が円貨で概算額を受領し、現地調査終了後証憑書類にもとずき精算する。

現地調査費の外貨交換手続きは、事業団が行なう。

(8) 災害補償

(a) 団員の業務上の災害に対しては、労働者災害保障保険（以下労災保険という。）に特別加入することとなり、同保険で補償される。

(b) 団員の業務によらない負傷、疫病等に関しては、実費額が給付される。

(c) 団員が業務上、業務外を問わず死亡した場合、又は重度の廃疾の状態になった場合、最高 3,700 万円が給付される。

(d) 上記(b)、(c)の給付のため、団員から掛金を徴収し、これに見合う負担金が事業団及び海外共済会から負担される。

(e) コンサルタント一括方式の団員は、出発前に掛金

を下記の海外共済会の口座に振込むこと。

(口座) 東京銀行新宿支店

普通預金：51-080756

名義：国際協力事業団海外共済会会長

(別添参照)

(9) 調査用資機材の調達

(a) 現地に携行する資機材のうち、事務用品、医薬品、写真フィルム等については事業団の標準リストを基にして団員協議のうえ、事業団において購入するものを決定する。これ以外で各人が必要とするものは個人で用意する。

(b) 調査機材については、調査の内容、現地の事情(便宜供与、運搬、管理など)、輸送方法、調査方法などの点を充分考慮した携行計画をできるだけ早期の調査打合せの際作成し、少なくとも発送の3週間前には購送機材の内容明細表(調査用資機材購入調書)に記入して事業団に調達を依頼する。事業団はこのうち必要と認めたものにつき、購入または借上を行なう。

調達方法には、在庫調達、外部からの借上、新規購入の3通りがある。

(i) 在庫調達：社会開発協力部に保管されている物品は、調査団に貸し出すことが可能なので、必要があれば、資機材担当者の説明を受け、物品によっては修理または調整を必要とする場合もあるので、当該団員が事前にチェックする。

(ii) 借上：在庫調達不能であって外部から借上可能の場合には借上調達する。

(iii) 新規購入：在庫調達および借上調達ができない場合は新規購入する。

メーカーおよび製品を指定する場合は、その事由を明らかにし、仕様、購入先、価格、その他購入に必要な資料を添付する。

- (c) 上記の機材はいずれも善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。万が一、善良なる管理者の注意をもってしても破損、紛失等が避けられなかった場合には在外公館、事業団海外事務所の証明書を発行してもらい、帰国後速やかに事業団に報告しなければならない。

- (10) 調査用資機材の梱包 (a) 梱包は輸送方法によって異なるが、大体次のとおりである。

対象資機材	梱包方法	梱包人	輸送方法
資 料 事務用品、 医薬品 フィルム 小型機材	ト ラ ン ク ダンボール箱 そ の 他	団 員	超過手荷物 (エクス)ま たは航空貨物
大型機材	独立梱包	貿易業者また は運送業者	航空貨物ま たは船便

- (b) 団員の個人的な携行品は、資機材の梱包に加えてはならない。
(c) 団員、特に臨時会計役は、梱包には必ず立会い、資機材担当者の説明をうける。

- (11) 調査用資機材の輸送 (a) 海上輸送にするか、航空輸送にするかは、調査用機材の種類、量、輸送期間の長短等を考慮して、現地調査の実施に支障のない範囲で事業団がこれを決定する。

超過手荷物 (Excess Baggage エクセス) の場合は、同乗機で輸送される。別送貨物 (Unaccompanied Baggage アナカン) の場合は、別便で輸送されるので、出発 2 ～ 3 日前に手続きをし、現地税関で Airway Bill、旅券、航空券を呈示すれば引き取れる。

国の事情によっては、引き取りにかなりの日数を要するので、調査日程には注意する必要がある。

(b) 輸送の手続きは、航空代理店または輸送業者にこれを依頼する。

(c) 航空貨物、船便の場合は、貿易または輸送業者を通じ、保険、無為替輸出許可申請の手続きを行なうので、相当期間 (約 1 カ月) の余裕をみておく。

外国製品を携行する場合には、所定の手続きをとる。

(d) 調査のために、現地で取得した土壌・植物等の本邦輸入禁止品を持帰る必要がある場合は、あらかじめ輸入禁止品輸入許可を受けなければならない。

(2) 本邦からの出発 調査団員は、出発に先立ち、事業団に出発届を提出する。

調査団員の身廻品等の手荷物で、航空会社の無料扱いとなる重量は、ファーストクラス 30 Kg、エコノミークラス 20 Kg であり、それを超える重量 1 Kg につきファーストクラス片道運賃の 1 % の超過料金を支払わなければならない。

出発当日は、航空機離陸約 1 時間 30 分前までに、当該航空会社の成田国際空港事務所窓口、又は 3 時間前までに、航空代理店の指定する東京シティ・エアターミナル内指定場所に集合し、搭乗および航空便による機材発送手続を行なう。

- (13) 調査団員が外国旅行のために所持すべき書類
- 調査団員が外国旅行のため特に空港において出国手続きを行なうためには、下記の書類が不可欠であるので、必らず身につけて所持しておく必要がある。
- 旅券 (Passport)
 - 予防接種証明書 (Yellow Book)
 - 航空券
 - ドル貨 (現金または旅行小切手)

第3章 現地滞在中

(1) 在外公館、事業団海外事務所および相手国政府等との打合せ
 調査団は現地に到着後直ちに在外公館および事業団海外事務所を訪問して、調査の目的、範囲、日程等について打合せを行なう。ついで、大使館担当官等とともに相手国政府ともこれを行ない、特に便宜供与の確認を行なう。

(2) 事業団への報告
 (a) 現地到着の報告：調査団は、原則として現地到着後直ちに電報で事業団社会開発協力部宛に到着の連絡をするものとする。
 (b) 業務報告：調査団は現地滞在中、1週間に1度は事業団に調査の状況について報告するものとする。

(様式2)

航空郵便宛先	東京都新宿区西新宿2の1 新宿三井ビル内私書箱216号 国際協力事業団 社会開発協力部長宛 TOKYO JAPAN
電報宛先	JICAHDQ TOKYO
テレックス	Call J22271 Answer Back Code JICAHDQ J22271

なお、電報あるいはテレックスにて事業団に連絡するときは、本文の冒頭にATT(Attention) SHAKAIBUCHOまたはATT SHAKAIとし、その次か、あるいは末尾に調査団名及び発信者名を入れること。

(c) 調査計画変更の報告義務：現地事情等により当初計画をやむを得ず変更しなければならない場合（調査内容の一部変更、滞在期間の短縮あるいは延長、滞在地変更等）は、団長はその変更内容および理由を事業団に報告し、事業団の指示をうけることとする。また同時に大使館担当官に依頼して公信にて外務省に報告するものとする。

(3) 調査旅費の返還

当初の計画と異なった行動（たとえば滞在期間の短縮、滞在地の変更、航空賃の等級変更、出発前に予約した現地国内航空賃の未使用等）により生じた残額は事業団に返還しなければならない。滞在費等の追加支給は、あらかじめ事業団の了解を得たもの以外には行なわれない。

(4) 現地調査費の取扱いについて

- (a) 現地調査費の支出範囲は、第5章に記載してあるとおりである。現地で要する経費の公費（現地調査費）負担と私費（滞在費）負担の区別を守ること。
- (b) 現地調査費の出納については、臨時会計役が責任をもち、証憑書類を確実に保管する。
- (c) 現地調査費の出納にあたっては、団員はすべて臨時会計役の指示するところに従わなければならない。

(5) 調査用資機材の管理

- (a) 携行中（引渡し時から返却時まで）の調査用資機材の管理は、臨時会計役が行なう。臨時会計役は、団員にその事務処理を委託することができる。
- (b) 解梱後、当該団員はそれぞれ使用する資機材をチェック、調整をしておく。
- (c) 使用中は当該団員が慎重かつ良心的な管理を負う。
- (d) 現地の事情によっては、盗難の危険があるので、

調査団員全員が常に管理には注意を払う。

(e) 現地にて破損、紛失、盗難等の事故が生じた場合、重要な資機材については直ちに在外公館を通じて事業団に連絡すること。一般機材については、その状況を説明する証明書を在外公館、事業団海外事務所から発行してもらうこと。

(f) 調査用資機材については、原則として相手国には供与できない。

(6) 現地収集資料の
管理

調査のために、調査団が相手国政府その他の関係機関から（有料または無料に拘らず）入手した資料の所有権は事業団に属するものであるので、調査団員は責任をもって保管し、報告書とりまとめ後事業団に提出すること。

調査団員は、資料を入手した都度、その資料の内容と概要、入手先等を記入したリストを作成すること。
（様式参照）

(7) 報告書原稿の作
成

調査団は、現地調査期間中に国内設計を必要とする場合を除き、可能な限り報告書原稿を書き上げるものとする。

(8) 相手国政府に対
する予備報告

調査団は、現地調査終了後離国前に在外公館と協議の上、相手国政府に対して調査の概括的予備報告書を提出することを原則とする。

(9) 調査団資機材の
返送

(a) 原則として海上輸送とする。ただし、特に緊急を要するもので、予算の許す場合は航空輸送としてもよい。

(b) 輸送費は原則として日本到着払いとする。

(c) 返送資機材の梱包荷物中に団員の私物を挿入する

ことは厳に慎まなければならない。

(10) 団員の帰国 団員はあらかじめ事業団の了解を得た場合を除き、計画日程にもとづく予定日までに帰国しなければならない。

(11) 飛行機の前約と確認 帰国日決定次第、航空機座席の前約を行ない搭乗する。さらに、72時間以前にその前約の確認(reconfirmation)を行なう。

(12) 本邦への到着日の連絡 調査団は、現地離国前に、帰国日、航空便名を事業団宛に電報またはテレックスで連絡するものとする。
この連絡を受けたのち、事業団は団員所属機関等にその旨連絡する。

(13) 事業団あての電信について 昭和46年1月8日国際加入電信(International Telex)が設置され、下記の用件について、在外公館よりJICAへ直接交信が行われている。

対象電信(公信)

- (1) 研修員の来日月日、フライト(航空切符に関する照会を含む)
- (2) 専門家、調査団の帰国月日、フライト(休暇帰国の場合を含む)
- (3) 機材B/L発着に関する照会

(注) テレックス設備のある在外公館とは直接交信できるが、設備のない公館は電報によることになる。

第4章 帰国後

- (1) 事業団への報告 調査団は、帰国後直ちに事業団に対して、現地調査の概括的報告を行い、今後の報告書作成のための具体的打合せを行なう。
- (2) 帰国直後調査団員が事業団に提出する書類 事業団の内部手続きのために調査団は帰国後、できるだけ速やかに下記の書類を事業団に提出するものとする。
- 帰国届
 - 旅券
 - 航空券カバー
 - 出国税領収書
 - 現地調査日程表
 - 現地収集資料リスト
 - 現地調査費精算書および残金（臨時会計役）
 - 調査用機材返還（臨時会計役）
 - 成果品とりまとめ日程表
 - 解析、設計等事業団からコンサルタント会社等に外注すべき作業がある場合にはその仕様書案
- (3) 滞在費の精算 事業団は、前項の帰国届、調査日程、航空券、旅券および出国税の領収書にもとづいて滞在費等の精算を行なう。返納金のある場合には団員は事業団の行なった精算にもとづき、速やかに返納しなければならない。
- 旅券、航空券カバーおよび出国税の領収書がない場合には、それに係る旅費の返納を求められることがある。

- (4) 現地調査費の精算 臨時会計役は、当該旅行を完了して帰国した日から2週間以内に、現地調査費の精算を行なわなければならない。
- (5) 調査用資機材の返納 (a) 調査用資機材は、帰国後すみやかに事業団に返納する。
(b) 開梱には、資機材リストとの照合、破損、故障、紛失などの点検をするので、双方（事業団は資機材担当者、プロジェクト担当者、調査団は臨時会計役）が立会うものとする。同時に調査団は事業団に現地での資機材の状態、調整、修理の有無を報告する。
(c) 事業団の了解なしに調査団が現地で処分した資機材は、帰国後事業団に弁償する必要がある。
- (6) 調査用フィルム
の保管等 調査費で購入したフィルムによる現地撮影写真等について事業団で複製のため必要とするときは、原版の提示を求めることがあるので、団員は少なくとも3年間責任をもって保管するものとする。
(注) 事業団支給のフィルムの現像およびベタ焼の費用は団員負担、記録アルバム、報告用スライド、報告書添付用写真等の焼付、引伸、複製の費用は事業団が負担する。
- (7) 報告会の開催 事業団が主催する報告会において、団長および団員は報告を行なう。報告会としては、帰国後直ちに事業団、外務省、関係省担当者に対する現地調査の報告会と、計画立案後または報告書完成後、上記および民間関係機関を含む調査全体の報告会とがある。

- (8) 報告書とりまとめ
 調査団は必要の都度会合を持ち、速やかに調査報告書等の成果品をとりまとめるものとする。
 資料解析、構造物設計等について必要ある場合は、調査団の作成した仕様書にもとづき、事業団がコンサルタント会社等に外注し、成果品を調査用に提供する。
 調査団から提出された報告書原稿にもとづいて、事業団が行なうほん訳、印刷に関する校閲、校正は調査団が行なうことを原則とする。
- (9) 報告書とりまとめにあたって調査団員が事業団に提出する成果品
 調査団は、調査の成果として下記の資料を、帰国後の打合せ会において、打合せ日程にしたがって提出するものとする。
- (a) 相手国政府に提出する報告書の原稿
 開発計画の内容ならびにその技術的可能性、経済的有効性および資金的妥当性を説明した報告書のほん訳のための原稿
 - (b) 国内関係者に配布する報告書の原稿
 上記の相手国政府に提出する報告書と同じ内容のほか、日本国内関係者の参考となる相手国の一般事情、立案した開発計画に関する解説等を追加した報告書原稿
 - (c) 開発計画概要書
 国内の報告会、関係機関への報告、その他PRのために用いるパンフレットの原稿となるもので、(a)の報告書の要約および一般平面図等で構成する。
 - (d) 現地収集資料 (様式第6)
 - (e) 現地記録写真
 一般説明用および事業団の記録として残す写真集に用いるための現地写真(一般事情、計画対象地区、現地調査情况等を示すもの)に説明を加えたものを

アルバムに整理し提出することを原則とする。

(f) 調査団意見書

この種の調査の実施方法の改善のため、および当該プロジェクトのフォローアップのために参考とすべき事項に関する調査団から事業団に対する意見書。

(10) 調査内容の公表

団員は、報告書完成以前に、調査内容を講演、執筆等により公表する場合は、あらかじめ事業団の了解を得るものとする。

団員は調査内容で特に事業団が指定するものについては、秘密を保持して下さい。

第5章 臨時会計役の任務

1. 臨時会計役の任務

(1) 臨時会計役任命の趣旨

調査団が現地滞在中に業務上必要とする現金支出の権限を臨時会計役に委譲し、これによって現金出納の責任の所在を明確にするために任命されるものである。

したがって、臨時会計役は概算払いを受けた現地調査費の管理、出納、精算を責任をもって行なわなければならない。

(2) 現地調査費の受領

現地調査費は、臨時会計役が円貨で概算額を受領し、帰国後精算する。

現地調査費の外貨交換手続きは、事業団が行なう。

(3) 現地調査費の支出

(a) 現地調査費とは、現地調査に際し、臨時会計役が携行する費用で、海外における業務を実施するうえに必要な経費として、支出されるものである。

(b) 現地調査費の出納については、臨時会計役が責任をもって行ない、取引ごとにその証憑書類を確実に取り付け、保管する。

(c) 臨時会計役は、現地滞在中において現金出納帳を備え、現地調査費を支出の都度記入し、受払いを常に明らかにしておくものとする。

また、予算残額と現金とは常に照合しておく必要がある。

(d) 臨時会計役は、現地調査費内訳の各費目予算の範囲を超えて、濫りに流用してはならない。

(e) 現地調査費を現地貨に交換するときは、原則として銀行その他公的機関で行ない、交換証書を取付けるものとする。調査団の公的性格からして、

いわゆるヤミレートで交換してはならない。

(f) 現地調査費の主な用途は次のとおりである。

(i) 現地交通費：現地で業務遂行のため利用する交通機関（航空機、汽車、船等）の運賃

※たとえば公務であっても、目的地たる地域内（飛行場～ホテル、ホテル～大使館等）を巡回するための費用は各人の日当から支払われるべきである。

(ii) 車輛借上料：現地作業用の車輛（航空機、船等）の借上げ経費

※長期間にわたり借上げるものについては、在外公館、事業団海外事務所とも相談し、必ず事前に賃借契約を行ない、事故の場合の処理あるいは金銭的な処理にトラブルを起こさないよう留意する。

(iii) 傭人費：調査作業に必要な通訳、人夫、運転手、タイピスト等の人件費

※注意事項については、車輛借上の場合と同様である。

(iv) 通信運搬費：電報、電話、航空郵便等により、現地内および現地から事業団へ業務連絡を行なうための経費および調査用資機材を現地国内間および現地から本邦まで返送するための経費

※返送費は原則として着払いとする。

私的な通信連絡また私物の返送は勿論個人で負担しなければならない。

(v) 会議費：調査団（長）が主催者となり、現地政府、大使館および調査団関係者を招集して行なう打合せ会議のための経費。

※調査団内部と打合せたり、食事をする費用は

当然個人の日当から支払うべきである。

- (v) 資料購入費：主として現地調査および報告書のとりまとめに必要な資料（書籍、図面、写真）または機材等を購入する費用である。
※私的に購入した資料は勿論個人で負担しなければならない。

(4) 現地調査諸費の (a) 精算の期限
精算

臨時会計役は、当該旅行を完了して帰国した日から2週間以内に現地調査費の精算を行なわなければならない。

(b) 残額および支出した経費の返納

携行した現地調査費に残額があるとき、精算にさきだち、当該金額を直ちに事業団担当職員に手渡し、担当職員は会計課に一時預入れする。精算額が確定した際には、当該金額を直ちに返納する。
経費の支出に係る証憑書類がない場合（紛失もしくは入手できない場合）、原則的に支出がなかったものとして、当該金額を返納しなければならない。

(c) 収支明細書

収支明細書を作成し、必要な証憑書類（またはそれに代わるもの（d）参照）を添付して行なう。

(d) 証憑書類

精算に必要な証憑書類とは次のものをいう。

- (i) 日本からの出国に際し、邦貨を国際通貨に換えたときおよび日本への帰国に際し、携行した国際通貨を邦貨に換えたときの銀行発行の外貨交換証書
(ii) 旅行先において携行した国際通貨を更に現地の通貨に換えたときおよび現地の通貨を国際通

貨に換えたときの交換証書

- (ii) 支出した経費に対する領収書
- (e) 旅行先における現地の事情もしくは止むを得ない理由等により、証憑書類が入手できない場合は、次のものにより代替することができる。
 - (i) (d)の(iii)の交換証書については、現地における事業団海外事務所もしくは在外公館の証明または現地における関係公的機関の証明
 - (ii) (d)の(ii)の領収書については現地における事業団海外事務所もしくは在外公館の証明
 - (iii) 鉄道、バスおよびタクシー等交通機関（契約のうえ一定期間を限り傭上するハイヤー等を除く）を利用した場合の代金の支払いで、やむを得ない理由によりこれを取付けられなかったときは、理由を付して調査団等のうちの責任者（団長もしくはその代理）の承認をもって替えることができる。

2. 臨時会計役の資機材管理の任務

- (1) 資機材管理の職務
臨時会計役の職務の中には、また現地調査のために携行した調査用資機材および現地で購入した物品の使用および管理に関する責任も併わせて任命される。
- (2) 調査用資機材の受領
(a) 引渡し
 - (i) 資機材が調達されたならば、資機材担当者より臨時会計役に引き渡すが、梱包する前に担当団員が確認する。
 - (ii) 引渡し後、臨時会計役は資機材担当者に所定の借用証（様式5）を提出する。
 - (iii) 携行期間中（引渡し時より返却時まで）の資

機材管理について万全を期すよう、資機材担当者の説明をうける。

(b) 梱包及び輸送

調査用資機材の梱包及び輸送については前記第2章(Ⅹ)及び(Ⅺ)を参照のこと。

(3) 調査用資機材の管理

(a) 携行中（引渡し時から返却時まで）の調査用資機材の管理は、臨時会計役が行なう。

(b) 使用中は当該団員が慎重かつ良心的な管理を負う。

(c) 現地到着後臨時会計役は、別送資機材を引き取り、パッキングリスト（EQUIPMENT LISTで代用することもある。）により不着、破損、紛失等の事故の有無を確認する。

もし、事故がある場合には直ちに事業団海外事務所もしくは在外公館と連絡をとり、輸送会社あるいは保険をかけた場合は、保険会社にクレームを申し立てて損害査定を受ける。

(d) 現地にて破損、紛失、盗難等の事故が生じた場合、備品については直ちに在外公館を通じて事業団に連絡し、一方適切な措置をとる。

(e) 調査用資機材は調査終了後、あらかじめ事業団が了解している場合のほかは、原則として本邦に持ち帰るものとし、相手国に寄贈したり事業団海外事務所もしくは在外公館に保管を依頼することはできない。

なお、次に該当する資機材は現地にて処分してもやむを得ない。

(i) 事故にあった備品で前出の措置をとり、かつ事業団が認めた資機材。

(ii) 備品以外で相当汚損磨耗し、反復利用に耐え

ないとみられる資機材。

(iii) 事務用品、医薬品などの消耗品。

(iv) その他あらかじめ事業団が認めた資機材。

(4) 調査用資機材の
返送

(a) 原則として海上輸送とする。ただし、特に緊急を要するもので、予算の許す場合は航空輸送してもよい。

(b) 輸送費は原則として着払いとする。

(c) 現地で調達した本邦輸入禁止品（土壌、植物等）を輸送しようとするときは、輸入禁止品許可ラベルを梱包品に添付のうえ発送する。

なお、必要性が事前に判明している場合は、プロジェクトの担当者と協議し、持込みに当って必要となる手続を前広に開始することが前提となる。

(d) 返送資機材の梱包にあたっては、臨時会計役は携行資機材リストと照合し、破損、故障、紛失の有無を点検、確認し、パッキングリストを作成する。この場合、団員が立会うものとする。

(e) パッキングリストは、本邦における別送申告、通関の手続き上コピーを5部作成し、必要に応じてあらかじめ事業団宛送付する。

(f) 返送資機材の梱包荷物中に団員の私物を挿入することは厳に慎まなければならない。

(g) 現地からの返送手続きが完了次第、必要に応じて輸送方法（航空別）、梱包数および発着予定日を事業団宛に打電する。

(h) 調査用資機材を航空貨物、船便等の手荷物以外の方法で返送したときは、臨時会計役は、帰国航空機内において別送申告書に記入し、成田空港税関において受付印を受領し、その書類を事業団担当職員に提出すること。

- (5) 調査用資機材の返納
- (a) 調査用資機材は、帰国後すみやかに返納する。
 - (b) 開梱には、資機材リストとの照合、破損、故障紛失などの点検をするので、双方（事業団は資機材担当者、プロジェクト担当者、調査団は臨時会計役）が立会うものとする。同時に調査団は事業団に現地での資機材の状態、調整、修理の有無を報告する。
 - (c) 事業団の了解なしに調査団が、現地で処分した資機材は、帰国後事業団に弁償する必要がある。

様式

診 断 書

様式 1

業 務 報 告

様式 2

資機材借用証

様式 3

現地収集資料リスト

様式 4

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that this is crucial for ensuring transparency and accountability in the organization's operations. The text notes that without proper record-keeping, it would be difficult to track progress, identify areas for improvement, and make informed decisions.

2. The second part of the document outlines the various methods and tools used to collect and analyze data. It mentions that a combination of surveys, interviews, and focus groups were employed to gather insights from different stakeholders. Additionally, the use of data analysis software is highlighted as a key tool for processing large volumes of information and identifying trends and patterns.

3. The third part of the document provides a detailed overview of the findings from the research. It notes that there is a strong correlation between the variables studied, and that the results indicate a need for more effective communication and collaboration within the organization. The text also mentions that the findings suggest that certain factors are more influential than others in driving the outcomes observed.

4. The fourth part of the document discusses the implications of the findings and offers recommendations for future actions. It suggests that the organization should focus on improving its internal processes and communication channels to address the identified issues. The text also recommends that further research be conducted to explore the long-term effects of the proposed changes and to identify any additional areas for improvement.

5. The final part of the document concludes the report and expresses the hope that the findings and recommendations will be helpful in guiding the organization's future efforts. It reiterates the importance of ongoing monitoring and evaluation to ensure that the proposed changes are effectively implemented and that the organization continues to improve its performance over time.

健康診断書 この診断書は、海外での業務又は滞在の可否を決定するものです。 国際協力事業団 (JICA)		再検 要・否		既往歴 家族歴 身体計測 聴覚器系 呼吸器系		泌尿器系 尿検査 その他 尿沈澱		血液検査 血液検査 その他 血清		循環器系 心臓検査 胸部X線 心電図 安静時心電図 労作時心電図	
再検 要・否		既往歴 家族歴 身体計測 聴覚器系 呼吸器系		泌尿器系 尿検査 その他 尿沈澱		血液検査 血液検査 その他 血清		循環器系 心臓検査 胸部X線 心電図 安静時心電図 労作時心電図		その他 検査項目 検査結果	
健康診断書 この診断書は、海外での業務又は滞在の可否を決定するものです。 国際協力事業団 (JICA)		再検 要・否		既往歴 家族歴 身体計測 聴覚器系 呼吸器系		泌尿器系 尿検査 その他 尿沈澱		血液検査 血液検査 その他 血清		循環器系 心臓検査 胸部X線 心電図 安静時心電図 労作時心電図	
健康診断書 この診断書は、海外での業務又は滞在の可否を決定するものです。 国際協力事業団 (JICA)		再検 要・否		既往歴 家族歴 身体計測 聴覚器系 呼吸器系		泌尿器系 尿検査 その他 尿沈澱		血液検査 血液検査 その他 血清		循環器系 心臓検査 胸部X線 心電図 安静時心電図 労作時心電図	

歯医者者の病院名・所在地・Telを加える。

借 用 証

No. _____

昭和 年 月 日

国際協力事業団
社会開発協力部分任物品出納役 殿

部長	計画課長	担当課長	係	担当者

借用者・特任会計役

氏 名 ㊟

連絡先 ㊟

下記の物件を借用いたします。なお破損、紛失の場合には貴 職の指示に従い適切な処置をとります。

調査団名	借用期間		
借用物件	自昭和 年 月 日	至昭和 年 月 日	

返 却 確 認 欄						
返却年月日						
返却立会者	借用者	㊟	担当者	㊟	係	㊟
返却状況						
備 考						

※ 万が一、善良なる借用者の注意をもってしても破損、紛失が避けられなかった場合には、在外公館もしくは調査団長の証明書を提出し、その旨国際協力事業団に報告のこと。

添 付 資 料

1. 技術協力のために海外に派遣する専門家のための給与等に関する基準（抜すい）
2. 現地調査費の会計事務取扱いについて
3. 海外派遣専門家の災害補償に関する基準

1. 技術協力のために海外に派遣する専門家のための給与等に関する基準（抜粋）

第1章 総 則

（給与等の種類）

- 第4. （前略）旅費の種類は、航空賃、鉄道賃、日当、宿泊料（中略）支度料及び旅行雑費とする。
5. 航空賃、（中略）及び鉄道賃は、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
6. 日当は、旅行中の日数に応じ、宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、定額により支給する。
10. 支度料は、（中略）定額により支給する。
11. 旅行雑費は、出張に伴う雑費について実費額により支給する。

（旅費の計算）

第21. 旅費は、用務上の必要に応じ最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。ただし、天災その他、やむを得ない事情により、これにより難しい場合には、別の取扱いによることができる。

及び第37. 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

ただし、国内旅行にあっては、用務上の必要、又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、日当については、日当定額の3日分、宿泊料については、宿泊料定額の3夜分を超えることができない。

（旅費の請求）

第22. 旅費の支給を受けようとする専門家及び概算払いに係る旅費の支給を受けた専門家でその精算をしようとする者は、別紙様式による請求書を提出しなければならない。

2. 概算払いに係る旅費の支給を受けた専門家は当該旅行を完了した場合はやむを得ない場合を除くほか、当該旅行の完了した日から起算して2週間以内に旅費の精算をしなければならない。

(専門家の格付)

- 第7. 専門家の格は、特号、1号、2号、3号、4号、5号及び6号とする。
2. 専門家の格付は、「一般職の職員の給与に関する法律」の行政職俸給表(一)の適用を受ける者との均衡等を考慮して行なうものとする。

第2章 給与等の支給方法

(航空賃)

- 第27. 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃により支給する。
- (1) 特級の格にある者については、最上級の運賃。
- (2) 1級以下の格にある者については、最上級の直近下位級の運賃。ただし、1級の格にある実施調査団の長に任命される者については、最上級の運賃。

(鉄道賃)

- 第29. 鉄道賃の額は、最上級の旅客運賃その他必要な料金による。

(日当及び宿泊料)

- 第23.及び24. 日当及び宿泊料の額は、別表第3の(1)及び(2)の定額による。ただし、別表第3の(2)の日当及び宿泊料については相手国側から住居が提供される場合には、別表第6の(2)の基準にしたがい別表第3の(2)の日当及び宿泊料の定額(第28により日当及び宿泊料が払い減される場合には、その払い減された額)の100分の5ないし100分の20に相当する額並びに相手国側が滞在費の一部を負担する場合には、その負担額をそれぞれ控除して支給する。

(支度料)

- 第36. 支度料の額は、別表第5の定額による。
2. 過去において支度料の支給を受けたことがある者に対して支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず同項の規定による額から、派遣の出発の日から起算して過去1カ年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内とする。
3. 専門家が派遣後任国の事情の変更その他特別の理由により、任期が短

縮された場合にはすでに支給した支度料の返納は要しない。又延長になった場合にはその追給は行なわない。

(旅行雑費)

第36. 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、入出国税及び海外渡航のための健康診断料の実費額による。

(給与等の返納等)

第26. 専門家の任期が短縮された場合にはすでに支給された(中略)日当及び宿泊料のうち、短縮された期間の日数に係る額を返納しなければならない。

3. 指定された等級の航空座席を利用しなかった場合には、支給された航空運賃と現に支出した運賃との差額を返納しなければならない。

(短期派遣者の日当及び宿泊料のてい減)

第25. 短期派遣者が同一地域に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

第3章 雑 則

(準用)

第32. この基準に定めるもののほか、旅費について国家公務員の旅費に関する法律に準ずるものとする。(後略)

別表第3 内国旅行及び外国旅行の日当及び宿泊料

(1) 内国旅行

(単位 円)

専門家の号	内国日当 (1日につき)	内国宿泊料(1夜につき)	
		甲地方	乙地方
特号	2,200	11,300	10,200
1号	1,900	9,900	8,900
2号	1,900	9,900	8,900
3号	1,600	8,200	7,400
4号	1,600	8,200	7,400
5号	1,600	8,200	7,400
6号	1,400	6,600	5,900

備考1. 宿泊料の項中甲地方とは、次に掲げる地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

- (1) 東京都 特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、国分寺市、国立市、田無市、狛江市
- (2) 神奈川県 横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦郡葉山町
- (3) 愛知県 名古屋市
- (4) 京都府 京都市
- (5) 大阪府 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、和泉市、箕面市、高石市、東大阪市、泉北郡忠岡町
- (6) 兵庫県 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市
- (7) 山口県 下関市

(8) 福岡県 北九州市、福岡市

2. 鉄道、船舶等による旅行の宿泊は、乙地方の額による。

(2) 外国旅行

(単位 円)

格 付	日 当			宿 泊 料		
	指定都市	甲地方	乙地方	指定都市	甲地方	乙地方
特 号	5,400	4,700	4,300	16,700	14,500	13,100
1 号	4,700	4,200	3,800	14,600	12,700	11,400
2 号	4,700	4,200	3,800	14,600	12,700	11,400
3 号	4,000	3,500	3,200	12,500	10,900	9,800
4 号	4,000	3,500	3,200	12,500	10,900	9,800
5 号	4,000	3,500	3,200	12,500	10,900	9,800
6 号	3,400	3,000	2,700	10,400	9,100	8,200

備考 1. 指定都市とは、ジャカルタ、シンガポール、ニューオーリンズ、ニューヨーク、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブ・ダビ、ドバイ、マスカット、クウェイト、リヤド、ジェッダ、アビジャン、キンシャサ、ラゴス、リール、ブルヴィルをいう。

2. 甲地方とは、次の地域のうち、指定都市以外の地域をいう。

(1) 北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く）、グリーンランド及びバーミューダ諸島並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島を除く）。

(2) ヨーロッパ大陸（ソヴィエト連邦を含み、トルコを除く）アイスランド、アイルランド、大ブリテン、マルタ及びサイプラス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む）。

(3) オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ（マリアナ諸島、マーシャル

諸島及びカロリン諸島並びに西イリアン及びその周辺の島し
 並びにガラパゴス諸島及びイースター島を除く。

3. 乙地方とは、指定都市及び甲地方以外の地域をいう。
4. 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く）の場合における日当の額は乙地方につき定める額とする。

別表第5

（単位 円）

専門家の号	派 遣 期 間				
	15日未満	15日以上 1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 1年未満	1年以上
特 号	43,120	86,240	104,720	123,200	200,000
1 号	39,080	78,160	94,910	111,650	190,000
2 号	35,035	70,070	85,090	100,100	180,000
3 号	33,015	66,030	80,180	94,330	165,000
4 号	30,995	61,990	75,270	88,550	150,000
5 号	26,950	53,900	65,450	77,000	120,000
6 号	26,950	53,900	65,450	77,000	90,000

2. 現地調査費の会計事務取扱いについて

昭和51年12月15日通達（経）第39号

国際協力事業団会計細則（昭和51年国協達第6号。以下「細則」という。）第67条の規定に基づき、調査団等が携行する現地調査費の取扱いを、下記のとおり定め、昭和51年12月15日から適用する。

記

（現地調査費）

第1. この通達において、現地調査費とは、調査団等が、海外における調査等業務を行ううえに必要な経費として支出する次に掲げる費用をいう。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 交通費 | (7) 資機材購入費 |
| (2) 車両借上費 | (8) 資機材返送費 |
| (3) 傭人費 | (9) 修理費 |
| (4) 通信運搬費 | (10) 会議費 |
| (5) 資料作成費 | (11) 外貨交換手数料 |
| (6) 資料購入費 | (12) 雑費 |

（現地調査費の執行）

第2. 現地調査費は、「臨時会計役の任命について」（昭和51年通達（経）第36号）によって任命された職員（以下「臨時会計役」という。）が執行するものとする。

（精算の期限等）

第3. 臨時会計役は、調査等の業務が完了した場合には、帰国した日の翌日から起算して2週間以内に現地調査費の精算を行わなければならない。

（現地調査費収支明細書）

第4. 現地調査費の精算は、現地調査費収支明細書（別紙様式）によって行うものとし、次条に定める証憑書類を添付するものとする。

(証憑書類)

第5. 前条に定める証憑書類は、次のものとする。

- (1) 日本国の出国に際し、邦貨を国際通貨（米国ドル又は英国ポンドのごとき基軸通貨をいう。以下同じ。）に交換したとき、及び日本国への帰国に際し、携行した国際通貨を邦貨に交換したときの銀行発行の外貨交換証書
- (2) 携行した国際通貨を現地通貨に交換したとき及び現地通貨を国際通貨に交換したときの交換証書
- (3) 支出した経費に対する領収書

2. 前項の証憑書類について、現地の事情若しくはやむを得ない理由により証憑書類が入手できない場合は、次のものをもって証憑書類に替えることができる。

- (1) 前項第2号の交換証書については、現地における海外事務所若しくは日本国大使館又は現地における関係公共機関の証明
- (2) 前項第3号の領収書については、現地における海外事務所又は日本国大使館の証明
- (3) 鉄道、バス、タクシー等の交通機関（契約のうえ、一定期間を限り備上するハイヤー等を除く。）を利用した場合の代金の支払い、並びに第1号各号に掲げる経費のうちで支出にともない支払う謝礼金又は心付け等については、調査団等のうちの責任者の証明

なお、第1号及び第2号の証憑書類に代わる証明で、やむを得ない理由によりこれを得られないときは、理由を付して調査団等のうちの責任者の承認をもってこれに代えることができる。

(支出した経費の返納)

第6. 臨時会計役は、経費の支出にかかわる証憑書類を添付することができないときは、支出がなかったものとして、精算の際、当該金額を返納しなければならない。

(残金の戻入)

第7. 臨時会計役は、業務が完了して帰国したとき、現地調査費に残金があるときは、精算に先立ってすみやかに当該金額を会計課に一時戻入

れするものとする。

(残金の返納)

第8. 臨時会計役は、精算により現地調査費の残額が確定したときは、ただちに当該金額を返納しなければならない。

※ 会議費使用の場合は、証憑書類に加え別紙様式にある会議出席者名簿を添付しなければならない。

※ コンサルタント一括契約方式の場合、取扱いが多少異なります。

現地調査費収支明細書(1)

1 種別

調査費受入額	円
支出金額	円
繰引残額	円

2 調査内容

項目	受入人	金額	支出	貸		借	収支	備考
				円	分			
調査費受入								

現地調査費収支明細書(2)

3 支出内訳

支出科目	月日	金額		備考	収支	収支	備考
		円	分				

(記入例)

現地調査費収支明細書

1 精 算

概算受入額	200,000円
支出額	191,180円
差引残額	8,820円

2 換算調書

項 目	受 入	換算率	支 出	残 額				記 表 番 号
				邦 貨	国 際 通 貨	現地通 貨 (A)	現地通 貨 (B)	
円貨受入	円 200,000			円 200,000	US ドル	パー ツ	ペ ソ	
円→USD ル	T/Cドル 375.90	円 266.	円 99,989	100,011	375.90			1
交換手数料			円 999	99,012	375.90			1
円→USD ル	現金ドル 368.10	円 269.	円 99,012	0	74.400			1
USDル →パー ツ	パー ツ 7,175	パー ツ 20.50	ド ル 350.00	0	39.400	7,175		2
パー ツ貨支 出			パー ツ 7,000	0	39.400	175		明細支出内 訳の通り
パー ツ→ USDル	ド ル 8.66	パー ツ 20.20	パー ツ 175	0	40.266	0		3
USDル →ペ ソ	ペ ソ 2,701	ペ ソ 6.72	ド ル 402.00	0	0.66	0	2,701	4
ペ ソ貨支 出			ペ ソ 2,500	0	0.66	0	201	明細支出内 訳の通り
ペ ソ →USDル	ド ル 33.00	ペ ソ 6.83	ペ ソ 201	0	33.66	0	0	5
USDル →円 貨	円 8,820	円 262.	ド ル 33.66	8,819	0	0	0	6

① 項目欄には、現地調査費の受入、各通貨への交換及び経費支出などの現金出納の事実にもとづき内容を順を追って記載する。

② 受入欄には、現地調査費の受入、通貨の交換によつて生ずる各通貨の受入

及び支出した経費の戻入についてそのつどその金額を記入する。

③ 換算率欄には、現地調査費の各通貨間における交換に際し計算されたそれぞれの換算率を記載する。

④ 支出欄は、現地調査費の各通貨間に対する交換によつて生ずる通貨の払出及び経費の支出（外貨交換手数料を含む）についてそのつどその金額を記入する。

⑤ 残額欄には、現金の出納により受入及び支出によつて生ずる各通貨の残額をそのつど記入する。

3 支出内訳

支出科目	年月日	金額	摘要	証憑番号	備考
現地調査費 (タイ)					
1 交通費		バーツ			
タクシー代	42. 1. 10	30.00	〇〇～日本大使館	7	
鉄道賃	12	100.00 [#]	〇〇～〇〇往復	8	
給賃	15	57.00 [#]	〇〇～〇〇	9	
	以下略.....			
小計		バーツ 1200.00			
2 通信運搬費		バーツ			
電報代	42. 1. 10	82.00	本部への連絡	21	
郵便代	20	10.00 [#]	"	22	
空送料	25	1.000.00 [#]	本部宛調査資料送付	23	
	以下略.....			
小計		バーツ 3,150.00			
3 傭人費		バーツ			
通訳		600.00	1日〇〇バーツ〇〇 分日	35	
運転手		500.00	1日〇〇バーツ〇 日分	36	
	以下略.....			
小計		バーツ 2,650.00			
タイ国分計		7,000.00 [#]			
(フィリピン)					
			上記タイ国におけると同様の要領により記載する。		
フィリピン国分計		バーツ 2,500.00			

現地通貨等で立替払した航空賃等の精算払について

昭和51年12月14日通達（経）第40号

研修員、専門家等が現地通貨で立替払をした航空賃、機材返送料及び旅行雑費等（出国税等）の米ドル貨換算については、今後、「現地調査費の会計事務取扱いについて」（昭和51年通達（経）第39号）第5に規定する外貨交換証書等に基づき行うよう努められたい。（（注）上記交換証書等の取付けが困難の場合は、東京銀行新宿支店と連絡のうえ上記と同様のレートで米ドル貨を算出（記録明示）されたい。）

また、同米ドル貨を円貨で精算払する手続き（支出負担行為）は、特別の事由がない限り、専門家等が本邦着後、2週間以内に行うこととし、この換算レートは起案日前日の銀行売レート（会計課備付）を適用されたい。

3. 専門家の災害補償に関する基準（抜萃）

はじめに

本制度は、昭和54年4月1日から専門家等（加入対象者の規定あり）について労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）へ特別加入することとなり、同保険で補償対象とならない赴任について適用されます。なお、「労災保険」への加入は、別添の加入者届の提出により行なわれます。

3-1 業務上災害補償

専門家がその派遣期間中、業務上負傷・疾病・身体障害又は死亡等の災害を受けた場合、以下の補償を行います。ただし、相手国政府、国等による補償が行われるときは、その限度において、本補償は行いません。

a 補償の種類と額

補償の種類は次のとおりです。

a) 療養補償

専門家の業務上負傷疾病に対し、以下の療養費を負担します。

- ① 診療
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置・手術その他の治療
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看護
- ⑥ 当該派遣国内での移送

b) 休業補償

業務上負傷・疾病により、帰国後も生業に就けない専門家にその無収入期間、別表の補償基準日額の60%を補償します。

c) 障害補償

負傷・疾病の治癒後も、身体障害が残る場合、別表の障害補償一時金を支給します。また、義肢、義眼、補聴器等の補装具

を支給することがあります。

d) 遺族補償

業務上死亡した専門家の遺族に次の①②の合計額を遺族補償一時金として支給します。

① 補償基準日額の1,000日分。

② 4人を限度とする遺族加算（配偶者は補償基準日額の200日分。その他の遺族は1人100日分。）

ただし遺族加算の対象は、専門家の死亡当時の収入により生計を維持していた下記の者に限られます。

1. 55歳以上の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹。
2. 18歳未満の子、孫、兄弟姉妹。
3. 18歳以上55歳未満の夫、父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹で廃疾の状態にある者。

e) 葬祭補償

業務上死亡の専門家の葬祭を行う者に、補償基準日額の60日分を葬祭補償として支給します。

f) 打切補償

療養補償を受けて療養開始後、3年を経過しても治ゆの見込みが無い場合、補償基準日額1,200日分の打切補償を行って、他の業務上災害補償を打ち切ることがあります。

b) 補償の手続

補償を受けようとする専門家又はその代行者は、下記書類を付して事業団に申請（様式任意）して下さい。

- a) 災害証明書（海外事務所又は在外公館の作成するもの）
- b) 災害状況説明書
- c) 医師の診断書

事業団は、業務上災害かどうか認定の上、補償を行います。

3-2 共済給付制度

事業団は、派遣期間（一時帰国期間も含む）中の専門家及び扶養親族の業務によらない負傷・疾病又は出産に対する給付金、死亡

に対する弔慰金及び重度の廃疾に対する見舞金を給付するために、国際協力事業団海外共済会を設立し、専門家の掛金、事業団の負担金及び共済会の資金によってこれらの給付を行っています（詳しくは「国際協力事業団海外共済会規約」「同業務運営規則」「同業務実施細則」を参照して下さい。）。

a 給付の種類

a) 療養費の給付

次の費用であって療養上必要と認められるものについて、専門家及び扶養親族の治療には、実費の80%を給付します。

- ① 診察費
- ② 医療機関の処方箋による薬剤又は治療材料の購入費（薬局において購入するものを含む。）
- ③ 処置、手術その他の治療の費用
- ④ 医療機関への収容費
- ⑤ 看護費
- ⑥ 移送費

歯の治療に、金・白金等特殊高級材料を使用した場合は、その材料費を控除しますので御注意下さい。

b) 出産費の給付（以下省略）

c) 弔慰金及び遺族特別給付金の給付

不幸にして、専門家が死亡した場合（業務上、業務外を問いません。）3,700万円、配偶者の死亡の場合200万円、子の死亡の場合100万円（ただし、生後7日以内の子の死亡の場合20万円）を弔慰金として遺族（専門家死亡の場合は配偶者、子、父母、孫又は祖父母、配偶者又は子の死亡の場合は専門家、配偶者又は子）に給付します。また、専門家について本邦における葬祭の費用として遺族特別給付金100万円を給付します。

d) 見舞金の給付

事故によって、重度の廃疾を被った場合、（業務上、業務外を問いません。）弔慰金に見合う見舞金を給付します。身体障

害の等級 1 級では、2,900 万を給付します。

e) 健康診断料の給付

休暇一時帰国等の際し、本邦又は外国において、共済会指定の健康診断をした場合、当該専門家及びその親族に対し、健康診断料を給付します。

b 掛 金

在勤手当（在勤基本手当及び家族手当の合計額又は旅費の場合は日当及び宿泊料合計額の80%相当額）の17/1,000。ただし、30日以内の出張者の場合は、在勤手当の7/1,000と3,200円の合計額。この掛金は、給与等の支給と同時に控除します。

c 給付手続等

a) 加入申請

出発前に共済会加入申請書（様式第1）に記入捺印することによって、共済会に加入します。

b) 給付請求

① 療養費の場合

療養費給付請求書（様式44頁看護・移送費については様式46頁）に医療機関、薬局等の領収書を添え、事業団海外事務所のない国においては在外公館）の証明を受けて、事業団の担当部へ送付して下さい。その際次の点に注意して下さい。

- イ、必ず領収書の主要部分は、和訳・算用数字に直すこと。
- ロ、歯の治療の場合、必ず領収書には、医師の明細（使用材料の単価・数量・治療名等を明記）を記入すること。
- ハ、領収書は、誰の分であるかを明記すること。

② 出産費の場合（以下、省略）

③ 弔慰金及び遺族特別給付金の場合

弔慰金給付請求書及び遺族特別給付金に、死亡診断書、死亡した者の遺族の順位を証明する証明書（戸籍謄本等）、在外公館に届け出済の死亡届の写及び除籍謄本を添えて、事業団の担当部へ送付して下さい。

④ 見舞金の場合

見舞金給付請求書に、廃疾診断書を添え、事業団の担当部へ送付して下さい。

⑤ 健康診断料の場合

健康診断料給付請求書に、診断書、領収書を添え、事業団の担当部に提出して下さい。

c) 給付金の送金

専門家から事業団担当部へ送付された請求書は、共済会で認められた場合は、専門家の口座に送金されます。その際次の点に注意して下さい。

① 小額の認定額については、できるだけ国内送金をお願いします。なお10,000円以下は原則として国内送金にさせていただきます。

② 認定額は、国外送金の場合東京銀行を經由し「JICA KYOSAI」名で専門家の口座に送金されます。

③ 請求額が認定によって減額された場合は、共済会より専門家に通知いたします。

④ 歯の治療の認定額は、1人につき、1事業年度20万円が限度です。お含みおき下さい。

d 共済会加入期間は調査団員の場合派遣期間中と同一です。

—以下省略—

別表第1 補償基準日額

専門家の号	補償基準日額
特号	14,600 (円)
1号	10,900
2号	8,800
3号	7,600
4号	6,400
5号	5,400
6号	4,400

(昭和58年7月現在)

別表第2 障害補償

身体障害の等級	補償額
1級	補償基準日額の1,340日分
2級	1,190日分
3級	1,050日分
4級	920日分
5級	790日分
6級	670日分
7級	560日分
8級	450日分
9級	350日分
10級	270日分
11級	200日分
12級	140日分
13級	90日分
14級	50日分

備考 身体障害の等級は、国家公務員災害補償法別表の定めるところによる。

樣 式

1. 加入申請書

(4枚複写)

海 外 共 済 会 特 別 加 入 者 届 書
昭和 年 月 日

様式第1号

技術者管理課長殿

住所 〒 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	所属 〇〇〇〇〇〇
氏名 〇〇〇 〇〇〇	職名 〇〇〇

Ⅰ. 労災保険及び海外共済会の加入対象者 (技術課長印欄)

(注1) 番号	(注1) 加入者氏名 (加入者の号)	(注2) 生年月日 (年 月 日) (昭和 年 月 日)	(注2) 所属 (加入者の号)	(注2) 加入者氏名 (加入者の号)	(注2) 生年月日 (年 月 日) (昭和 年 月 日)	(注2) 所属 (加入者の号)	(注2) 加入者氏名 (加入者の号)	(注2) 生年月日 (年 月 日) (昭和 年 月 日)	(注2) 所属 (加入者の号)
	(号)	昭和 年 月 日	〇〇	(号)	昭和 年 月 日	〇〇	(号)	昭和 年 月 日	〇〇
	(号)	昭和 年 月 日	〇〇	(号)	昭和 年 月 日	〇〇	(号)	昭和 年 月 日	〇〇
	(号)	昭和 年 月 日	〇〇	(号)	昭和 年 月 日	〇〇	(号)	昭和 年 月 日	〇〇
	(号)	昭和 年 月 日	〇〇	(号)	昭和 年 月 日	〇〇	(号)	昭和 年 月 日	〇〇
	(号)	昭和 年 月 日	〇〇	(号)	昭和 年 月 日	〇〇	(号)	昭和 年 月 日	〇〇
	(号)	昭和 年 月 日	〇〇	(号)	昭和 年 月 日	〇〇	(号)	昭和 年 月 日	〇〇
	(号)	昭和 年 月 日	〇〇	(号)	昭和 年 月 日	〇〇	(号)	昭和 年 月 日	〇〇
	(号)	昭和 年 月 日	〇〇	(号)	昭和 年 月 日	〇〇	(号)	昭和 年 月 日	〇〇

Ⅱ. 海外共済会への加入対象者

(注3) 番号	(注3) 加入者氏名 (加入者の号)	(注3) 生年月日 (年 月 日) (昭和 年 月 日)	(注3) 加入者氏名 (加入者の号)	(注3) 生年月日 (年 月 日) (昭和 年 月 日)	(注3) 加入者氏名 (加入者の号)	(注3) 生年月日 (年 月 日) (昭和 年 月 日)
	(号)	昭和 年 月 日	(号)	昭和 年 月 日	(号)	昭和 年 月 日
	(号)	昭和 年 月 日	(号)	昭和 年 月 日	(号)	昭和 年 月 日
	(号)	昭和 年 月 日	(号)	昭和 年 月 日	(号)	昭和 年 月 日
	(号)	昭和 年 月 日	(号)	昭和 年 月 日	(号)	昭和 年 月 日
	(号)	昭和 年 月 日	(号)	昭和 年 月 日	(号)	昭和 年 月 日
	(号)	昭和 年 月 日	(号)	昭和 年 月 日	(号)	昭和 年 月 日
	(号)	昭和 年 月 日	(号)	昭和 年 月 日	(号)	昭和 年 月 日
	(号)	昭和 年 月 日	(号)	昭和 年 月 日	(号)	昭和 年 月 日

注 1. 番号は記入不要
 2. 所属が確定していない場合は、労働課長の印を記入すること。
 3. 所属が確定していない場合は、労働課長の印を記入すること。
 4. プロジェクト名を記入し、所在地を記入すること。
 5. 加入者が在任国において業務に従事していること。なお、住所が記入されていない場合は、在任国において業務に従事していること。
 6. 国-国家公務員、地-地方公務員、公-公社・公団等の職員(国際協力事業団以外の事業団職員を含む。)、専-国際協力事業団の職員(専任職員を含む。)、民-民間企業、団体の職員、専-国際協力事業団専任職員を含む。

参 考 資 料

1. 事業団海外事務所及び駐在所 所在地
2. 関係の多い在外公館 所在地
3. 各通貨の為替相場一覧表
4. 国別にみた必要および推奨される予防接種
5. 査証相互免除国
6. 通過及び短期滞在に対する査証不要国一覧

参考資料

1. 事業団海外事務所及び海外駐在員所在地

(1) 海外事務所

在外公館名	住所
<p>○ マニラ海外事務所 JICA Manila Office</p>	<p>c/o Embassy of Japan 2nd Floor, L.C. Building 375 Senator Gil. J. Puyat Avenut, Makati Philippines (P.O. Box 1229) 電話 Office 85-82-91, 89-90-11 Embassy of Japan 818-90-11/20 Local 255 電略 JICAGT MANILA Telex: 22678 JIC PH</p>
<p>○ シンガポール海外事務所 JICA Singapore Office</p>	<p>Room 701, Seameo Regional Language Centre, 30 Orange Grove Road Singapore 1025 電話 7340706, 7340477 7341949 (所長直通) 電略 JICARESREP SINGAPORE Telex: RS 38968 JICASI</p>
<p>○ ジャカルタ事務所 JICA Jakarta Office</p>	<p>c/o Embassy of Japan 24, Jalan Thamrin, Jakarta Indonesia 電話 326946, 326818, 322387 電略 JICA JAKARTA Telex: Call No. 44198 AAB, JICA JKT 44198</p>
<p>○ ニューデリー事務所 JICA New Delhi Office</p>	<p>c/o Embassy of Japan 50-G, Chanakyapuri, New Delhi - 110021 India 電話 694271 電略 c/o TAISHI NEWDELHI</p>

在外公館名	住所
○ ダッカ事務所 JICA Dacca Office	DIT Plot No. 70, Block-B, Road No. 21, Banani, Dacca-13, Bangladesh 電話 304285, 300062 電略 J.I.C.A. DACCA OFFICE Telex: 642500 ABC BJ
○ バンコック事務所 JICA Bangkok Office	c/o Embassy of Japan 1674, New Petchburi Road Bangkok 10, Thailand 電話 252-6151 ~ 9 電略 ADIRA KASAI c/o NIHONTAISI BANKOK Telex: 87302 AKIRA KASAI c/o NIHON TAISI BANGKOK
○ クアラルンプール事務所 JICA Kuala Lumpur Office	23, Jalan Ampang Hilir, Kuala Lumpur, Malaysia 電話 (クアラルンプール局番) 03-467621 Telex: 8430204
○ カトマンドウ事務所 JICA Kathmandu Office	c/o Embassy of Japan Panipokhari, Kathmandu, Nepal (P.O. Box No. 264) 電話 12027 電略 KAZUTAKA HIRATA c/o TAISHI KATHMANDU
○ テヘラン事務所 JICA Teheran Office	c/o Embassy of Japan North Western Corner of 5th st., Bukharest Ave., Teheran Iran (P. O. Box 348) 電略 c/o TAISHI TEHERAN

在外公館名	住所
<p>○ ナイロビ事務所 JICA Nairobi Office</p>	<p>6th Floor, MATUNGULU HOUSE MAMLAKA ROAD, Nairobi, Kenya P.O. Box 50572, Nairobi, Kenya 電話 331518, 331519 電略 JICANOB NAIROBI Telex: 22145 JICANOB</p>
<p>○ カイロ事務所 JICA Cairo Office</p>	<p>26 El Kods El Sherif St., El Mohandiseen, Dokki 電話 811502 CAIRO Telex: TELEX CODE NO. 93063, ANSWER BACK CODE 93063 JACAI UN 郵便物あて先 J.I.C.A. Cairo Office P.O. Box 2667 Cairo, Arab Republic of Egypt</p>
<p>○ リアド事務所 JICA Riyadh Office</p>	<p>Saudi-Japanese Joing Commitee Riyadh, SAUDI ARABIA (P.O. Box 4095 Riyadh) 電話 4762937, 478-0136 電略 J.I.C.A. RIYADH Telex: 202824 JICARY SJ</p>
<p>○ ラゴス事務所 JICA Lagos Office</p>	<p>c/o Embassy of Japan Plot 24-25 Apese Street Victoria Island, Lagos Nigeria (P.M.B. 2111) 電略 c/o TAISHI LAGOS</p>

在 外 公 館 名	住 所
<p>○ メキシコ事務所 JICA Mexico Office</p>	<p>a/c Embajada del Japón Paseo de la Reforma #395 Col. Cuauhtémoc, 06500, México D. F., México 電 話 514 00 29 電 略 c/o TAISHI MEXICO Telex: 1772420 TAISME</p>
<p>○ ブラジリア事務所 JICA Brasil Office</p>	<p>a/c Embaixada do Japão Avenida das Nações-Lote 39 Brasília, D.F., Brasil (Caixa Postal, 07-0891) 電 話 (061) 2426866 RAMAL 45 Telex: 612017 JICA BR</p>
<p>○ リマ事務所 Oficina Representativa en el Perú-JICA</p>	<p>Calle Estados Unidos 979, LIMA 11-PERU (APARTADO 5942) 62-8236, 62-9127 Telex: 3620448 (20448 PE JICA LIMA)</p>
<p>○ ラングーン事務所 JICA RANGOON OFFICE</p>	<p>c/o Embassy of Japan No. 100, Natmawk Road Rangoon, Burma 電 話 52290, 52298, 52640, 52641 Telex: c/o TAISHI RANGOON. 21400 TAISHI BM</p>
<p>○ ボゴタ事務所 JICA Bogota Office</p>	<p>Carrera 11 No. 86-60, Oficina 501, Bogotá, D.E., Colombia. (Apartado Aereo No. 90, 861, Bogota, Colombia.) 電 話 257-01-12 電 略 JICABOG BOGOTA Telex: 45230 JICA CO</p>

在 外 公 館 名	住 所
<p>○ 北京事務所</p>	<p>国際協力事業団北京事務所 北京市建国門外日城路7号(在中国日本大使館内) 電 話 52-2961, 52-2361 (Ext. 274) 電 略 J.I.C.A. BEIJING YASHIMA Telex: c/o TAISHI BEIJING TSUGUO YASHIMA</p>
<p>○ コロンボ事務所 JICA Colombo Office</p>	<p>49, Sir Ernest de Silva Mawatha (Flower Road), Colombo 7. JICA Colombo Office, 49, Sir Ernest de Silva Mawatha, (Flower Road), Colombo 7. Sri- Lanka. 電 話 597285, 597284 電 略 c/o TAISHI COLOMBO Telex: c/o 21148 TAISHI CE</p>
<p>○ ダレサラム事務所 JICA Dares Salaam Office</p>	<p>c/o Embassy of Japan P.O. Box 2577 Dar es Salaam, Tanzania 電 話 68644 Telex: 41313 KAZUO TANIGAWA c/o JAPANVOL TANZANIA 郵便物あて先 P.O.Box No. 2577, Dar es Salaam, Tanzania c/o EMBASSY OF JAPAN</p>

(2) 海外支部

在外公館名	住所
<p>アスンシオン支部 Agencia de Cooperacion Internacional del Japon</p>	<p>Mexico No. 449, Asuncion, Paraguay (Casilla de Correo No. 1121, Asunción, Paraguay) 電話 No. (021) 92-691, 92-692 電略 JICA ASUNCION Telex: 348 PY.</p>
<p>ブエノス・アイレス支部 Agencia de Cooperacion Internacional del Japon</p>	<p>Dr. Ricardo Rojas 401-80 Piso 1001-Buenos Aires, 1001 Argentina 電話 311-0514, 32-8926, 32-8344 電略 JICABA Telex: 9233 J.I.C.A. AR</p>
<p>サンタ・クルース支部 Agencia Servicio de Cooperacion Internacional del Japon en Bolivia</p>	<p>Av. Velarde No. 10, Santa Cruz, Bolivia (Casilla de Correos No. 555 Santa Cruz, Bolivia) 電話 (033) 2-2245 (総務課), (033)2-5339 (業務課), (033) 2-4163 (業務課) Telex: 4307 JICA BV 電略 JICA SANTA CRUZ</p>
<p>サント・ドミンゴ支部 Agencia de Cooperacion Internacional del Japon</p>	<p>Calle Lea de Castro No. 252, Santo Domingo República Dominicana (Apartado No. 1163 Santo Domingo, República Dominicana) 電話 689-7677 電略 JICA SANTODOMINGO</p>

(3) 海外駐在員

在外公館名	住所
バングラデシュ駐在員	Resident Representative of J.O.C.V House No. 9/3 Shymol Mohammadpur Dacca-7, Bangladesh 電話 311632 電略 JOCVIN DACCA Telex: 65872 TAIS BJ
ネパール駐在員	Resident Representative of J.O.C.V Lal Dardar Compound, Kathmandu, Nepal (P.O. Box. No. 450, Kathmandu, Nepal) 電話 15193, 15615 電略 JOCV, KATHMANDU Telex: 215 JOCVKT NP
フィリピン駐在員	Resident Representative of J.O.C.V. c/o JOCV Manila Office 23 Ortigas St., Pasay City, Metro Manila, Philippines. 電話 831-14-13, 831-80-39 Telex: 22678 JIC PH 郵便物あて先 P.O. Box No. 7672 Airmail Distribution Center M.I.A. Pasay City, Philippines
シリア駐在員	Resident Representative of J.O.C.V. Sharikacie 3/4126, First Floor No. 10 Al Karami Mahdi Bin Baraki Damascus, Syria 電話 334685 Telex: TAISHI411042SY 郵便物あて先 J.O.C.V. Damascus Office P.O. Box 10012 Damascus, Syria

在外公館名	住所
ガーナ駐在員	Resident Representative of J.O.C.V. B182, North Labone, Accra, Ghana J.O.C.V./Ghana P.O. Box 0969, Accra-Osu Ghana 電話 75265 (自宅) 電略 c/o TAISHI ACCRA
エチオピア駐在員	Resident Representative of J.O.C.V. P.O. Box No. 5384, Addis Ababa Ethiopia 電話 446610 Telex: (21108) TAISI ADDIS
モロッコ駐在員	Représentant Résident de J.O.C.V. Bureau Permanent des JOCV. No. 2 Zankat Ibn Said Al Maghribi, Quartier des Orangers Rabat, Maroc 電話 258-28 Telex: TAISHI 31901M
チュニジア駐在員	Représentant Résident de J.O.C.V. 13, Rue Abou Hayane El Menzah, Tunis. Tunisie. (B.P. 1265, 1055, Tunis, République Tunisie) 電話 233-231 Telex: TAISHI 12456 TN
マラウイ駐在員	Resident Representative of J.O.C.V. Plot No. NY199, Nyanbadwe, Blantyre, Malawi. 電話 633786, 635939 Telex. 4169 JOCV MI

在外公館名	住所
ザンビア駐在員	Resident Representative of J.O.C.V. 9A. Kateya Road, Roma Lusaka Zambia 電話 253075
西サモア駐在員	Resident Representative of J.O.C.V. Coxon House, Motoótua, Apia Western Samoa P.O. Box No. 1219, Apia Western Samoa 電話 25-572 電路 JACOP, APIA
ロス・アンジェルス駐在員	Japan International Cooperation Agency Los Angeles Office 727 West 7th Street, Suite 928 California 90017, U.S.A. 電話 213-623-6026 電路 JICALA LOSANGELES
トロント駐在員	Annex Office, Consulate General of Japan Suite 3914, P.O. Box 93. Royal Trust Tower Toronto-Dominion Centre, Toronto, Ontario, Canada. 電話 (416) 364-1627 電路 JICATORON TORONTOONT
キャンベラ駐在員	JICA CANBERRA OFFICE c/o Embassy, of Japan 112 Emoire Circuit Yarralumla Canberra A.C.T. 2600 Australia 電話 (1) 062-73-2865 (2) 062-73-3244 電路 (1) c/o NIHONTAIS I CANBERRA (2) JICA CANBERRA

在外公館名	住所
パラグアイ駐在員	Representante de La Misión Técnica del Japón Agencia de Cooperación Internacional del Japón México 449, Esquina 25 de Mayo, Asuncion, Paraguay 電話 9-2691, 2 Telex: 348 PY JICA
ホンデュラス駐在員	Representante de la Misión Técnica del Japón Primera, Avenida B, No. 316, Colonia Palmira, Tegucigalpa, D.C. Honduras 電話 32-3905 Telex: 1141 TAISI HO 郵便物あて先 Oficina de la Misión Técnica del Japón A. POSTAL 1752, Tegucigalpa D.C. Honduras, C.A.

2. 在外公館リスト

(アジア)

(昭和56年2月16日現在)

在外公館名	住所
○在インド大使館	Embassy of Japan, Plot, No.4 & 5, 50-G, Chanakyapuri, New Delhi, India. 電話 694271 電略 TAISHI NEWDELHI Telex: C. 2348 A. 31 2348 TAIS IN
○在カルカタ総領事館	Consulate-General of Japan, 12, Pretoria Street, Calcutta, 700071, India, 電話 44-2241~5 電略 RYOJI CALCUTTA Telex: C. 7585 A. 21 7585 RYJI IN
○在ボンベイ総領事館	Consulate-General of Japan, No. 1 M.L. Dahanukar Marg, (No. 1 Carmichael Road) Cumballa Hill, Bombay 400026, India. 電話 363853, 363854, 364610 電略 RYOJI BOMBAY Telex: C. 2658 A. 11 2658 RYJI IN

在外公館名	住所
○在マドラス総領事館	Consulate-General of Japan, 60, Spur Tank Road, Chetpet, Madras 600031, India. 電話 665594, 665595 電略 RYOJI MADRAS Telex: C. 7337 A. 41 7337 RYJI IN
○在インドネシア大使館	Embassy of Japan, Jalan M.H. Thamrin 24, Jakarta, Indonesia. 電話 324308 (代表) 324692, 324948, 325076, 325332 電略 NIHONTAISI DJAKARTA Telex: C. 46199 A. 46199 TAISI JKT
○在ジャカルタ総領事館	Consulate-General of Japan, 事務所は大使館と同じ 電略 RYOJI DJAKARTA あて名コード JAKARUTA (DJ)
○在ウジュンパンダン総領事館	Consulate-General of Japan, Jalan Jenderal Sudirman No. 43, Ujung Pandang, Indonesia. (P. O. Box 222) 電話 82323, 81030 電略 RYOJI UJUNGPANDANG Telex: C. 71123 A. 71123 RYOJI UP

在 外 公 館 名	住 所
○在スラバヤ総領事館	Consulate-General of Japan, Jalan Sumatra No. 93, Surabaya, Indonesia. 電 話 44677, 40003, 44072 電 略 RYOJI SURABAYA Telex: C. 31469 A. 31469 RYOJI SB
○在デンパサル駐在官事務所	Branch Office in Denpasar, Consulate-General of Japan in Surabaya. Jl. Raya Sanur No. 124 Taniung Bungkak Denpasar Bali, Indonesia 電 話 5611 電 略 RYOJI DENPASAR 郵便物あて先 Branch Office in Denpasar, Consulate-Genera of Japan, in Surabaya, P.O. Box No. 432 Denpasar, Bali, Indonesia.
○在メダン総領事館	Consulate-General of Japan, Jalan Suryo, No. 12, Medan, North Sumatra, Indonesia. 電 話 321533, 321751 電 略 RYOJI MEDAN

在 外 公 館 名	住 所
○在ヴェトナム大使館	Ambassade du Japon, Nha E3 Khu Doan Ngoai Giao, Trung Tu, Hanoi, Republique Socialiste du Vietnam. (R.O. Box 49) 電 話 5-7902, 5-7924, 5-6927 電 略 TAISHI HANOI Telex: C. 214 A. 214 TAISHI VT 郵便物あて先 c/o Embassy of Japan in Thailand, 1674, New Petchburi Road, Bangkok 10, Thailand.
○在シンガポール大使館	Embassy of Japan, 16, Nassim Road, Singapore, 1025. 電 話 2358855~9 電 略 NIHONTAISI SINGAPORE Telex: C. 21353 A. TAISI RS21353
○在スリ・ランカ大使館	Embassy of Japan, No. 20, Gregorys Road, Colombo 7, Democratic Socialist Republic of Sri Lanka. (P.O. Box 822 Colombo) 電 話 93831~3, 98628, 98629 電 略 TAISHI COLOMBO Telex: 21148 C. 21148 A. 21148 TAISHI CE

在 外 公 館 名	住 所
○在 タイ 大 使 館	Embassy of Japan, 1674, New Petchburi Road, Bangkok 10, Thailand. 電 話 252-6151~9 電 略 NIHONTAISI BANGKOK Telex: C. 87302 A. 87302 TAISI TH
○在 チェンマイ 駐在官事務所	Japanese Consular Post at Chiangmai, 14 Boonruangrit Road, Chiangmai, Thailand. (P.O. Box 77, Chiangmai University's Post Office.) 電 話 221-451 電 略 RYOJI CHIANGMAI
○在 大 韓 民 国 大 使 館	Embassy of Japan, 18-11 Chunghak-Dong, Chongro-ku, Seoul, Republic of Korea. ソウル特別市鍾路区中学洞 18-11 電 話 (723) 5626~8 (723) 4273, (723) 4274, (724 (5378), (724) 5379 電 略 TAISHI SEOUL Telex: C. 23687 A. TAISISL K23687

在 外 公 館 名	住 所
<p>○在釜山總領事館</p>	<p>Consulate-General of Japan, No. 1147-11, Choryang-Dong, Dong-ku, Busan, Republic of Korea. 釜山市東區草梁洞 1147-11 電 話 43-9221~5 電 略 RYOJI PUSAN Telex: C. 3338 A. RYOJIPN K3338</p>
<p>○在中華人民共和國大使館</p>	<p>Embassy of Japan, 7 Ri Tan Road, People's Republic of China. 北京市建國門外日壇路 7 號 電 話 52-2361 電 略 TAISHI BEHJING Telex: C. 22275 A. 22275 TAISI CN</p>
<p>○在廣州總領事館</p>	<p>Consulate-General of Japan, Room No. 785, Tungfang Hotel, 1, Xicun Gonglu Guangzhou, 廣州市西村公路 1 號 東方賓館 785 號室 電 話 69900 電 略 RYOJI GUANGZHOU Telex: C. 44082 A. 44082 RYOJI CN</p>

在外公館名	住所
○在上海総領事館	<p>Consulate-General of Japan, 1517 Huai hai Road Central Shanghai, People's Republic of China.</p> <p>上海市淮海中路 1517 電話 372073 電略 RYOJI SHANGHAI Telex: C. 33061 A. 33061 RYOJI CN</p>
○在香港総領事館	<p>Consulate-General of Japan, 25th floor, Bank of America Tower, 12, Harcourt Road, Central Central, Hong Kong.</p> <p>香港夏慤道 12 号 美国銀行中心 電話 5-221184~8 電略 RYOUJI HONGKONG Telex: C. 73301 A. 7331 RYOJI HX</p>
○在ネパール大使館	<p>Embassy of Japan, Panipokhari, Kathmandu, Nepal. (P.O. Box No. 264)</p> <p>電話 12730, 13264 電略 TAISHI KATHMANDU Telex: C. NP208 A. NP208 TAISI</p>

在 外 公 館 名	住 所
○在パキスタン大使館	Embassy of Japan, Plot No. 53-70, Ramna 5/4, Diplomatic Enclave 1, Islamabad, Pakistan. 電 話 20181~4 電 略 TAISHI ISLAMABADAABPARA Telex: C. 5805 A. 5805 TAISI PK
○在カラチ総領事館	Consulate-General of Japan, 233, Sommerset Street, E. I. Line, Karachi, Pakistan. 電 話 511331, 511332, 516439 (広報文化センター) 電 略 RYOJI KARACHI Telex: C. 2864 A. 2864 RYOJI PK
○在バングラデシュ大使館	Embassy of Japan, Plot No. 110, Road No. 27, Block A, Banani Dhaka Bangladesh. (P.O. Box No. 458) 電 話 300305 電 略 TAISHI DACCA Telex: C. 65872 A. 65872 TAIS BJ

在外公館名	住所
○在ビルマ大使館	Embassy of Japan, No. 100, Natmauk Road, Rangoon, Burma. 電話 52288, 52290, 52298 52640, 52641 電略 TAISHI RANGOON Telex: C. 21400 A. 21400 TAISHI BM
○在フィリピン大使館	Embassy of Japan, 375 Senator Gil J. Puyat Avenue, Makati, Metro Manila, Philippines. (P.O. Box 891 Makati Commercial Center) 電話 818-9011~9 電略 TAISHI MANILA Telex: C. 22171 (RCA), 45188 (ITT) A. 22171 TAI PH, 45188 TAISI PM
○在マニラ総領事館	Consulate-General of Japan, 事務所は大使館と同じ 電略 RYOJI MANILA あて名コード MANILA (MA)
○在ダバオ駐在官事務所	Japanese Consulate Office, Davao, 3rd floor, China Bank, Claro M. Recto Street, Davao City, 9501, Philippines. 電話 7-37-81 電略 RYOJI DAVAO

在 外 公 館 名	住 所
○在マレーシア大使館	Embassy of Japan, 6th Floor, A.I.A. Building Jalan Ampang, Kuala Lumpur, Malaysia. 電 話 22400, 21531~4 電 略 NIHONTAISI KUALALUMPUR Telex: C. 30385 A. TAISI MA30385
○在ペナン総領事館	Consulate-General of Japan, No. 2, Biggs Road, Penang, Malaysia. 電 話 362255, 362404 電 略 SORYOJI PENANG Telex: C. 40369 A. RYOJI MA40369
○在コタ・キナバル領事館	Consulate of Japan, Great Eastern Life Building, 2nd Floor, Kota Kinabalu, Sabah, Malaysia. (P.O. Box 1001) 電 話 54169, 53717, 54695, 54698 電 略 RYOJI KOTAKINABALU Telex: C. 80063 A. RYOJI MA80063

在 外 公 館 名	住 所
○在 モンゴル大使館	Embassy of Japan, Ulan Bator 13, Nairamdalyu Gudamj 12, Ulan Bator, Mongolian People's Republic. (Central P.O. Box 1011) 電 話 24408, 28019, 28112 電 路 TAISHI ULANBATOR Telex: C. 229 A. UB TAISHI 229
○在 ラオス大使館	Ambassade du Japon, Route Sisangvone, Vientiane, Republique Democratique Populaire Lao. 電 話 2584, 2968, 3343, 2316 電 路 TAISHI VIENTIANE Telex: C. 302 A. 302 TAISI LS

(中 近 東)

在 外 公 館 名	住 所
○在アフガニスタン大使館	Embassy of Japan, No. 240-241, Wazir Akbar Khan Mena, Kabul, Democratic Republic of Afghahistan. (P.O. Box No.80 Kabul, Afghanistan.) 電 話 26844, 26845 電 略 TAISHI KABOUL Telex: C. 16 A. 16 TAISHI AF
○在アラブ首長国連邦大使館	Embassy of Japon, Abu Dhabi, United Arab Emirates. (P.O. Box 2430) 電 話 344696 電 略 TAISHI ABUDHABI Telex: C. 22270 A. 22270 TAISHI EM
○在イスラエル大使館	Embassy of Japan, Asia House, 4, Weizman Street, 64 239 Tel-Aviv, Israel. 電 話 257292~4 電 略 TAISHI TELAVIVJAFFA Telex: C. 342202 A. 342202 TAISI IL

在外公館名	住所
○在イラク大使館	Embassy of Japan, Hay Babil 929/17/70 Baghdad, Iraq. (P.O. Box No. 355) 電話 95156, 95157 電略 TAISHI BAGHDAD Telex: C. 212241 A. 2241 TAISHI IK
○在イラン大使館	Embassy of Japan, Bucharest Avenue, Corner of 5th Street, Teheran, Iran. (P.O. Box No. 348) 電話 623396, 623974, 625692, 627664 電略 TAISHI TEHERAN Telex: C. 212757 A. 212757 TAIS IR
○在ホラムシャハル総領事館	昭和56年4月より、在イラン大使館にて関係事務を扱う。
○在カタール大使館	Embassy of Japan, West Bay New Area, Doha The State of Qatar. (P.O. Box 2208) 電話 831224, 831232 電略 TAISHI DOHA Telex: C. 4339 A. 4339 TAISI DH

在 外 公 館 名	住 所
○在クウェイト大使館	Embassy of Japan, Al-Rowdha, Plot No. 1, St. No. 13, Bldg., No. 5 Kuwait. (P.O. Box 2304 Safat) 電 話 518155, 518259, 518373 518440 電 略 NIHONTAISI KUWAIT Telex: C. 2196 A. TAISI 2196 KT
○在サウジ・アラビア大使館	Embassy of Japan, Palestine Road, Jeddah, Saudi Arabia. (P.O. Box 1260) 電 話 (02) 6652402, (02) 6653421 (02) 6604933, (02) 6670676 電 略 TAISHI JEDDAH Telex: C. 401159 A. 401159 TAISHI SJ
○在イエメン大使館 (兼 勤)	Embassy of Japan, Al-Tareeq Al-Da-Ery Al-Saflyah Al-Gharbiyah Sana'a Yemen Arab Republic. (P.O. Box 817 Sana'a) 電 話 79930 Sana'a 電 略 TAISHI SANAA Telex: C. 2345 A. 2345 TAISI YE

在 外 公 館 名	住 所
○在 オ マ ー ン 大 使 館 (兼 勤)	Embassy of Japan, Medinate Qaboos (West), Sultanate of Oman. (P.O. Box 6511 Ruwi) 電 話 603464, 601028 電 略 TAISHI MUSCAT Telex: C. 3087 A. 3087 TAISHI MB
○在 ジ ョ ル ダ ン 大 使 館	Embassy of Japan, Jabal Amman, 4th Circle, Amman, The Hashemite Kingdom of Jordan. (P.O. Box 2835) 電 話 42486, 42487 電 略 TAISHI AMMAN Telex: C. 21518 A. 21518 TAISI JO
○在 シ リ ア 大 使 館	Ambassade du Japon, No. 15 Ave. Al-Jala'a, Damascus, La République Arabe Syrienne. (B.P. 3366) 電 話 339421, 338273, 335677 電 略 TAISHI DAMAS Telex: C. 11042 A. TAISHI 11042SY

在外公館名	住所
○在トルコ大使館	Embassy of Japan, Nenehatun Cad. 66 Gazi Osman Pasa Mah., Ankara, Turkey. (P.O. Box P.K. 31-Cankaya) 電話 27-43-24, 27-43-25, 27-13-79, 27-13-90 電略 TAISHI ANKARA Telex: C. 42435 A. 42435 JAPN TR
○在イスタンブル総領事館	Consulate-General of Japan, Inonu Caddesi No. 24, TaKsim, Istanbul, Turkey. 電話 45-25-33, 45-25-95 電略 RYOJI ISTANBUL Telex: C. 24127 A. 24127 RYOJ TR
○在南イエメン大使館 (兼勤)	Embassy of Japan, Crescent Hotel, Room No. 17, Steamer Point, Aden, People's Democratic Republic of Yemen. (P.O. Box 1186 Steamer point, Post Office Aden, P.D.R.Y.) 電話 23471, 23472 24426 電略 TAISHI ADEN

在 外 公 館 名	住 所
○在レバノン大使館	Ambassade du Japon, Immeuble Olfat salha, Corniche Chouran, Beyrouth, Liban. (P.O. Box 3360) 電 話 810408, 810409 電 略 TAISHI BEYROUTH Telex: C. 20864 A. TAISI 20864 LE

(アフリカ)

在 外 公 館 名	住 所
○在アルジェリア大使館	Ambassade du Japon, I, Chemin Macklay, El-Biar, Alger, Algérie. 電 話 79-13-00, 79-36-00, 79-27-04, 79-43-56 電 略 TAISHI ALGER Telex: C. 52911 A. TAISI ALGER 郵便物あて先 Ambassade du Japon, B.P. 101 Didouche-Mourad, Alger, Algérie.

在 外 公 館 名	住 所
○在 エジプト 大使館	Embassy of Japan, 3rd Floor, Cairo Center Building, 2, Abdel Kader Hamza Street, Garden City, Cairo, Arab Republic of Egypt. (P.O. Box 281) 電 話 33962~4 電 略 TAISHI CAIRO Telex: C. 92226 A. 92226 TAISI UN (南イエメン兼任)
○在 エチオピア 大使館	Embassy of Japan, Finfinne Building, 2nd floor, Revolution Square, Addis Ababa, Ethiopia. 電 話 448215~9 電 略 TAISHI ADDISABABA Telex: C. 21108 A. TAISI ADDIS 郵便物あて先 Embassy of Japan, P.O. Box 5650, Addis Ababa, Ethiopia.
○在 ガーナ 大使館	Embassy of Japan, No. 8 Josif Broz Tifo Ave., Off Jawharlal Nehru Ave., Accra, Ghana. 電 話 (021) 75615, 75616 電 略 TAISHI ACCRA Telex: C. 2068 A. TAISI ACCRA 郵便物あて先 Embassy of Japan, P.O. Box 1637 Accra, Ghana.

在 外 公 館 名	住 所
○在 ガ ボ ン 大 使 館	<p>Ambassade du Japon, Boulevard du Bord de Mer, Libreville, Gabon. 電 話 73-22-97 電 略 TAISHI LIBREVILLE Telex: C. 5428 A. TAISI LBV5428GO</p> <p>郵便物あて先 Ambassade du Japon, B.R. 2259 Libreville, Gabon.</p>
○在 ギ ニ ア 大 使 館	<p>Ambassade du Japon, Moycrai Corniche Sud Conakry III Republique populaire Révolutionnaire de Guinée 電 話 4614-38 電 略 TAISHI CONAKRY Telex: C. 782 A. 782 TAISI CKRY</p> <p>郵便物あて先 Ambassade du Japon, B.P. 895, Conakry III, Guinee, Afrique Occidentale.</p>
○在 ケ ニ ア 大 使 館	<p>Embassy of Japan, Kenyatta Aveneu, Nairobi, Kenya. 電 話 332955 電 略 TAISHI NAIROBI Telex: C. 22286 A. 22286 TAISI</p> <p>郵便物あて先 Embassy of Japan, P.O. Box 60202 Nairobi Kenya.</p>

在外公館名	住所
○在ザイール大使館	<p>Ambassade du Japon, Avenue Mbuji-Mayi, n° 3668 Gombe, Kinshasa 1, République du Zaïre 電話 2 118, 26913 電略 TAISHI KINSHASA Telex: C. 21227 A. 21227 TAISHI ZR</p> <p>郵便物あて先 Ambassade du Japon, B.P. 1810 Kinshasa, Rép du Zaïre</p>
○在ルブンバシ駐在官事務所	<p>Office Consulaire du Japon, No. 24 Avenue Luvua, Lubumbashi, Rép. du Zaïre. (B.P. 3555-Lubumbashi) 電話 52-55 電略 RYOJI LUBUMBASHI</p>
○在ザンビア大使館	<p>Embassy of Japan, No. 5218, Haile Selassie Avenue, P.O. Box 34190 Lusaka, Zambia. 電話 214600, 252244 電略 TAISHI LUSAKA Telex: C. ZA 41470 A. TAISHI ZA 41470</p>

在 外 公 館 名	住 所
○在スーダン大使館	Embassy of Japan, House No. 24-Block, 10 A.E., Street No. 3, New Extension, Khartoum, Sudan. (P.O. Box 1649) 電 話 44549, 44554 電 略 TAISHI KHARTOUM Telex: C. 219 A. TAISHI KM
○在セネガル大使館	Ambassade du Japon, Immeuble Electra, Rue Malan, Dakar, Sénégal. 電 話 21-01-41 電 略 TAISHI DAKAR Telex: C. 677 TAISI SG A. 677 TAISI SG 郵便物あて先 Ambassade du Japon, B.P. No. 3140 Dakar, Sénégal.
○在象牙海岸共和国大使館	Ambassade du Japon, Immeuble Alpha 2000, Tour A I 8ème Etage, Avenue Chardy, Abidjan, Cote d'Ivoire. (01 B.P. 1329 Abidjan 01) 電 話 33-28-63, 32-30-43 32-30-51 電 略 TAISHI ABIDJAN Telex: C. 3400 A. AMBAJAP ABIDJAN

在 外 公 館 名	住 所
○在タンザニア大使館	Embassy of Japan, 78 Old Bagamoyo Road, Dar es Salaam, Tanzania. (P.O. Box 2577) 電 話 68644, 68645 電 略 TAISHI DARESSALAAM Telex: C. 41065 A. 41065 TAISI
○在中央アフリカ大使館	Ambassade du Japon, Avenue du President Abdel Nasser, Bangui, République Centrafricaine. (B.P. 1367 Bangui) 電 話 61-06-68 電 略 TAISHI BANGUI Telex: C. 5204 A. TAISHI 5204EC
○在チュニジア大使館	Ambassade du Japon, 16, rue Djebel Aurés, Notre-Dame, Tunis, Tunisie. (B.P. 1009, Tunis R.P.) 電 話 285-937, 285-960 電 略 TAISHI TUNIS Telex: C. 12456 A. TAISHI 12456 TN

在 外 公 館 名	住 所
○在ナイジェリア大使館	Embassy of Japan, Plot 24-25 Apese Street, Victoria Island, Lagos, Nigeria. 電 話 61-37-97, 64-49-29 61-59-84, 61-59-88 電 略 TAISHI LAGOS Telex: C. 21364 A. 21364 TAISI NG 郵便物あて先 Embassy of Japan, Lagos, Nigeria. (P.M.B. 2111)
○在マダガスカル大使館	Ambassade du Japon, 8, Rue du Docteur Villette Isoraka, Autananarivo, Madagascar. (B.P. 3863) 電 話 261-02 電 略 TAISHI TANANARIVE Telex: C. 22308 A. 22308 TAISHI MG
○在モロッコ大使館	Ambassade du Japon, 70, Avenue des Nations Unies, Agdal, Radal, Maroc. 電 話 741-63~5 電 略 TAISHI RABAT Telex: C. 31901 A. TAISI 31901 M

在外公館名	住所
○在リビア大使館	Embassy of Japan, 37, Sharia Abi Ben Kaab Street, Garden City, Tripoli, Socialist People's Libyan Arab Jamahiriya. (P.O. Box 3265) 電話 46090, 46381 電略 TAISHI TRIPOLILIBYE Telex: C. 20094 A. 20094 TAISHILY
○在リベリア大使館	Embassy of Japan, 3rd floor, Providence Building, Ashmun Street, Monrovia, Liberia. (P.O. Box 2053 Monrovia) 電話 221227, 221974 電略 TAISHI MONROVIALIBERIA Telex: C. 4209 A. 4209 TAISIMON LI
○在ジンバブエ大使館	Embassy of Japan, 4 Deary Avenue, Belgravia, The Republic of Zimbabwe. 電話 27500, 27618, 27769 電略 TAISHI SALISBURYZIM Telex: C. 4566 A. 4566 TAISHI ZW 郵便物あて先 Embassy of Japan, P.O. Box A195 Avondale, Harare, The Republic of Zimbabwe.

在 外 公 館 名	住 所
○在プレトリア総領事館	Consulate-General of Japan, 1st floor, Prudential Assurance Building, 28 Church Square, Pretoria, Republic of South Africa. (P.O. Box 1782, Pretoria. 0001) 電 話 21-9561~3 電 略 RYOJI PRETORIA Telex: C. 3741 A. 3-741 SA
○在ケープタウン 駐在官事務所	Office of Consul of Japan, 1410 African Eagle Centre, 2 St. George's Street, Cape Town, 8001, Republic of south Africa. 電 話 25-1695, 25-1696 電 略 RYOJI CAPETOWN

(中 南 米)

在 外 公 館 名	住 所
○在アルゼンティン大使館	Embajada del Japón, Avenida Paseo Colón 275, Buenos Aires, Argentina. 電 話 30-2561 ~ 4 電 略 TAISHI BUENOSAIRE Telex: C. 22516 A. 22616TAISI AR

在外公館名	住所
<p>○在ヴェネズエラ大使館</p>	<p>Embajada del Japón, Quinta "Sakura", Avenida San Juan Bosco, Entre 8A. y 9A. Transversal, Altamira, Caracas, D.F. Venezuela. 電話 32-4861~5 電略 TAISHI CARACAS Telex: C. 23363 A. 23363 郵便物あて先 Embajada del Japón Apartado Postal N° 21308--San Martin Caracas 102, Venezuela.</p>
<p>○在スリナム大使館 (兼 勤)</p>	<p>Embassy of Japan, Gravenstraat 23-25, Paramaribo, Surinam. (P.O. Box No.2921 Paramaribo) 電話 74860, 74901 電略 TAISHI PARAMARIBO</p>
<p>○在ウルグァイ大使館</p>	<p>Embajada del Japón, Rincon 487 Piso 5°, Montevideo, Uruguay 電話 91-3936, 91-3938 電略 TAISHI MONTEVIDEO Telex: C. UY 807 A. TAISI UY 807</p>

在 外 公 館 名	住 所
○在エクアドル大使館	Embajada del Japón, Av. Rio de Las Amazonas No. 239 y 18 de Septiembre, Edificio Alvarsz Burbano, 7° Piso, Quito, Ecuador. (P.O. Box 3031) 電 話 541-855, 239-208 電 略 TAISHI QUITO Telex: C. 022185 A. 2185 TAISHI QUITO
○在エルサルバドル大使館	Embassy of Japan, Avenida La Capilla No. 615, Colonia San Benito, San Salvador El Salvador, C.A. 電 話 24-47-40, 24-46-12, 24-45-97 電 略 TAISHI SANSAL VADORSALV Telex: C. 20099 A. 20099
○在キューバ大使館	Emabjada del Japón, Calle 17 No. 552, Esquina a D, Vedado, Ciudad de La Habana, Cuba. (Apartado No. 752) 電 話 32-5554, 32-5555, 32-5598 電 略 TAISHI HAVANA Telex: C. 51-1260 A. TAISI CU 郵便物あて先 c/o Embajada del Japón, Paseo de la Reforma 395, Col. Cuauhtémoc Mexico 5. D.F., Mexico.

在外公館名	住所
<p>○在グアテマラ大使館</p>	<p>Embajada del Japón, Ruta 6, 8-19, Zona 4, Guatemala, Guatemala, C.A. (Apartado Postal No. 531) 電話 31-9666~8 電路 TAISHI GUATEMALA Telex: C. 4126 A. 4126 TAISHI GU</p>
<p>○在コスタ・リカ大使館</p>	<p>Embajada del Japón, Barrio Rohrmoser, Sabana Oeste de la Primera Entrada, 500 Mts. Oeste y 100 Mts. Norte San José Costa Rica. (Aparatado No. 501 y, No. 10.145) 電話 32-12-55 電路 TAISHI SANJOSECR Telex: C. 2205 A. 2205 郵便物あて先 Embajada del Japón, Apartado 501, San José, Costa Rica.</p>
<p>○在コロンビア大使館</p>	<p>Embajada del Japón, Calle 72, No. 13-23, Piso 4, Bogotá, Colombia (Apartado Aéreo 7407) 電話 255-77-29, 255-79-69, 248-58-50, 248-46-93 電路 TAISHI BOGOTA Telex: C. 043-327 (国外からのコール 43-327) A. 43327 TAIS CO</p>

在 外 公 館 名	住 所
○在チリ大使館	Embajada del Japón, Huérfanos 757, 8-piso, Casilla 2877, Santiago, Chile. 電 話 749109, 749428 電 略 TAISHI SANTIAGODECHILE Telex: C. 0132 A. 0132 TAISI CZ 郵便物あて先 Embajada del Japón, Casilla 2877, Santiago, Chile
○在ドミニカ共和国大使館	Embajada del Japón, Avenida Bolívar No. 856, Santo Domingo, República Dominicana. (Apartado No. 1236) 電 話 689-9181, 689-9182, 682-1350 電 略 TAISHI SANTODOMINGO Telex: C. 4154 A. 4154 EJAPON DR J RCA
○在ジャマイカ大使館 (兼 勤)	Empassy of Japan, Penthouse No. 1, Hampshire House, Rekadom Road, Kingston 10, Jamaica. 電 話 926-2325, 929-7534 電 略 TAISHI KINGSTON Telex: C. 2304 A. 2304 TAISHI JA 郵便物あて先 Embassy of Japan, P.O. Box 8, Kingston 6, Kingston, Jamaica.

在 外 公 館 名	住 所
○在トリニダッド・トバゴ大使館	Embassy of Japan, 5 Hayes Street, st. Clair Port of Spain, Trinidad and Tobago, W.I. (P.O. Box 1039) 電 話 62-25838, 62-26105 電 略 TAISHI PORT OF SPAIN あて名コード TORINIDADDO
○在ニカラグァ大使館	Embajada del Japón, Del Hospital Militar 1 cuadra al Lago, 1 1/2 cuadras Abajo, Mano Izquierda, Bolonia, Managua, Nicaragua. (Apartado: #1789, Managua.) 電 話 23092 電 略 TAISHI MANAGUANIC Telex: C. 1080 A. TAISHI 1080 アテ名コード NIKARAGUA (MG)
○在パナマ大使館	Embajada del Japón, Calle 50 y Calle 61, Edificio Don Camilo, Apartado No. 1411, Panamá 1, República de Panamá 電 話 63-6155 電 略 TAISHI PANAMA Telex: 27 C. 2780 A. 2780 TAISHI PG

在 外 公 館 名	住 所
○在パラグァイ大使館	Embajada del Japón, Avenida Mariscal López No. 2364 Asunción, Paraguay (Casilla de Correo No. 1957) 電 話 63-682, 64-616, 64-617 電 略 TAISHI ASUNCION Telex: C. 131 A. 131 PY TAISHI
○在エンカルナシオン領事館	Consulado del Japón, Colle Carlos Antonio Lopez No. 1290, Encarnación, Paraguay. (Casilla de Correo No. 55) 電 話 2287, 2288 電 略 RYOJI ENCARNACION Telex: C. 887 A. 887 PY RYOJI ENC
○在ブラジル大使館	Embaxada do Japão, Avenida des Nacões, Lote 39, 70000, Brasilia, D. Federal, Brasil. (Caixa Postal 07-0891) 電 話 242-6983, 242-6552, 242-6543, 242-6475, 242-6454, 242-6866 電 略 TAISHI BRASILIA Telex: C. 0611376 A. 611376 TAIS BR

在 外 公 館 名	住 所
○在クリチバ総領事館	Consulado Geral do Japão, Rua Marechal Deodoro 51, Edifício Wenceslau Glazer. 15 ^o andar, Curitiba, Paraná, Brasil. (Caixa Postal 6028) 電 話 (041) 224-3861 電 略 RYOJI CURITIBA
○在サン・パウロ総領事館	Consulado Geral do Japão Avenida Paulista 475, 5 ^o ~ 8 ^o andar, 01000-Sao Paulo-SP, Brasil (Caixa Postal 361) 電 話 (011) 287-0100 電 略 RYOJI SAOPAULO Telex: C. 1121095 A. 1121095 CGJA BR
○在ベレーン総領事館	Consulado Geral do Japão, Travessa dr Moraes No. 46 66000 Belém, Pará, Brasil. (Caixa Postal 912) 電 話 (091) 222-1900 電 略 RYOJI BELEMPARA Telex: C. 911005 A. 911005 RYOJ BR

在 外 公 館 名	住 所
○在ポルト・アレグレ総領事館	<p>Consulado Geral do Japão, Av. João Obino, 467 Petropolis, 90.000 Porto Alegre, Rio Grande de Sul Bra il. (Caixa Postal 1022) 電 話 32-1799, 32-1527, 32-1927 電 略 PYOJI PORTOALEGPE Telex: C. 051-1072 A. 511072 CGJA BR</p>
○在リオ・デ・ジャネイロ 総領事館	<p>Consulado Geral do Japão, Praia do Janeiro, 200, 10^o andar Rio de Janeiro RJ, Brasil CEP, 22210. 電 話 (021) 265-5252, 245-1714 電 略 RYOJI RIODEJANEIRO Telex: C. 02121967 A. 2121967 CGJA BR</p>
○在レシフェ総領事館	<p>Consulado Geral do Japão, Avenida Dantas Barreto, 191 Edificio Santo Antonio, 3^o-andar, 50.000 Recife, Pernambuco, Brasil. (Caixa Postal 502) 電 話 (081) 224-1930, 224-2059 電 略 RYOJI RECIFE Telex: C. 0811166 A. 811166 CGJA BR</p>

在外公館名	住所
○在マナオス総領事館	Consulado Geral do Japão, Rua Ferreira pena, 92 69.000 Manaus, Amazonas, Brasil. (Caixa Postal 307) 電話 (092) 232-2000, 234-2521 電路 RYOJI MANAUS Telex: C. 0922260 A. 922260 CGJA BR
○在ベルー大使館	Embajada del Japón, Avenida San Felipe 356, Jesús Mari Lima, Perú (Apartado No. 3708) 電話 61-4041 電路 TAISHI LIMA Telex: C. 25533 A. 25533 PU TAISILIM
○在リマ総領事館	Consulado General del Japón 事務所は大使館と同じ 電路 RYOJI LIMA

在 外 公 館 名	住 所
○在 ボリヴィア 大使館	Embajada del Japón, Calle Rosendo Gutierrez No. 497 La Paz, Bolivia. (P.O. Box 2725). 電 話 373151, 373152, 366859, 366860 電 略 TAISHI LAPAZ Telex: C 2548 A 2548 TAISHI BV
○在 サンタクルス 領事事務所	La Oficina del Consul del Japon, Calle Sucre 155 Santa-Cruz, Bolivia. (Casila No. 543) 電 話 2-2516 電 略 RYOJI SANTACRUZBOLIVIA
○在 ホンジュラス 大使館	Embajada del Japón Segunda Avenida, Frente Plazoleta del Arbol de Guanacaste, Colonia Reforma, Tegucigalpa, D.C., Honduras, C.A. (Apartado Postal 125-C) 電 話 32-6828, 32-6829 電 略 TAISHI TEGUCIGALPA Telex: C. 1141 A. 1141 TAISITEC HT

在 外 公 館 名	住 所
○在メキシコ大使館	Embajada del Japón, Paseo de la Reforma No. 395, Col. Cuauhtémoc, México 5, D.F. México. (Apartado 5-101) 電 話 553-67-44 (代表) 電 略 TAISHI MEXICO Telex: C. 17-72-420 A. 1772420 TAISME
○在ハイティ大使館 (兼 勤)	Ambassade du Japon, Villa Bella Vista No. 2 Imp. Tulipe Desprez, Port-au-Prince, Haiti. 電 話 55875, 53333 電 略 TAISHI PORTAUPRINCE Telex: C. 2030368 A. TAISHAI 2030368 郵便物あて先 Ambassade du Japon, P.O. Box 2512 Port-au-Prince, Haiti

(大 洋 州)

在 外 公 館 名	住 所
○在オーストラリア大使館	Embassy of Japan, 112 Empire Circuit, Yarralumla Canberra A.C.T. 2600, Australia. 電 話 733244, 733686, 733675, 732272 電 略 NIHONTAISI CANBERRA Telex: C. AA62034 A. TAISI AA62034
○在シドニー総領事館	Consulate-General of Japan, 36th Floor, CAGA Centre, 8-18 Bent St., Sydney, N.S.W. 2000, Australia, (G.P.O. Box No. 4125 Sydney 2001) 電 話 (02) 231-3455 電 略 RYOJI SYDNEY Telex: C. 21118 A. RYOJI AA21118
○在パース総領事館	Consulate-General of Japan, 8th Floor, Commonwealth Bank Building, 150 St., Georges Terrace, Perth, W.A. 6000, Australia. (G.P.O. Box X2210 Perth 6001) 電 話 (09) 321-7816~8 電 略 RYOJI PERTH Telex: C. 92752 A. RYOJI PERTH

在外公館名	住所
<p>○在ブリスベン総領事館</p>	<p>Consulate-General of Japan, 26th Level, Brisbane Plaza, 68 Queen Street, Brisbane, Queensland, 4000, Australia. 電話 (07) 31-1438, 31-1439, 31-1430 電略 RYOJI BRISBANE Telex: C. AA41339 A. RYOJBNE AA41339</p>
<p>○在メルボルン総領事館</p>	<p>Consulate-General of Japan, 3rd Floor, "Holland House", 492 St. Kilda Road, Melbourne, 3004. Victoria, Australia. 電話 267-3244, 267-3255, 267-3490 電略 RYOJI MELBOURNE Telex: C. 31957 A. RYOJI AA31957</p>
<p>○在ニュー・ジーランド大使館</p>	<p>Embassy of Japan, 7th Floor, Norwich Insurance House, 3-11 Hunter Street, Wellington, 1, New Zealand. (P.O. Box. 6340, Te Aro Wellington) 電話 859-020, 859-026~9 電略 TAISHI WELLINGTON Telex: C. NZ3544 A. TAISIWTN NZ3544</p>
<p>○在クライストチャーチ 駐在官事務所</p>	<p>Consular Office of Japan, 1st Floor, General Building, 77 Hereford Street, Christchurch 1, New Zealand. (P.O. Box 1469, Christchurch, New Zealand) 電話 65-680, 69-030 電略 RYOJI CHRISTCHURCHNZ</p>

在 外 公 館 名	住 所
<p>○在オークランド総領事館</p>	<p>Consulate-General of Japan, 6th Floor, National Mutual Centre Bldg., 37-45, Shortland Street, Auckland, 1, New Zealand (P.O. Box 3959) 電 話 34-106 電 略 RYOJI AUCKLAND Telex: C. NZ2665 A. RYOJIAK NZ2665</p>
<p>○在パプア・ニューギニア 大使館</p>	<p>Embassy of Japan, 4th & 5th Floors, ANG House, Hunter Street, Port Moresby, Papua New Guinea. (P.O. Box 1040 Port Moresby, Papua New Guinea) 電 話 211800, 211483, 211305 電 略 TAISHI PORTMORESBY Telex: C. 22215 A. TAISHI NE22215</p>
<p>○在ポート・モレスビー 総領事館</p>	<p>Consulate-General of Japan, 住 所 } 在パプア・ニューギニア大使館と同じ 電 話 } Telex: 電 略 RYOJI PORTMORESBY あて名コード POOTOMORESUBII (PM)</p>

在外公館名	住所
<p>○在ソロモン大使館 (兼勤)</p>	<p>Embassy of Japan, 3rd Floor, Point Cruz House, Mendana Avenue, Honiara, Solomon, Islands. 電話 953 電路 TAISHI HONIARA Telex: C. HQ66385 A. TAISHI HQ66385 郵便物あて先 Embassy of Japan, P.O. Box 560, Honiara, Solomon Islands.</p>
<p>○在フィジー大使館</p>	<p>Embassy of Japan, 2nd Floor, Dominion House, Suva, Fiji. (P.O. Box 2312, Government Buildings) 電話 25631 電路 TAISHI SUVA Telex: C. 2253 A. 2253 TAISHI FJ</p>

兼轄公館及び被兼轄公館名

兼 轄 公 館 名	被 兼 轄 公 館 名
在スリ・ランカ大使	在モルディヴ大使館
在中華人民共和国大使館	在カンボディア大使館
在ヴェネズエラ大使館	在ガイアナ大使館
"	※在スリナム大使館
在ドミニカ共和国大使館	※在ジャマイカ大使館
"	在バハマ大使館
在トリニダット・トバゴ大使館	在グレナダ大使館
"	在バルバドス大使館
在メキシコ大使館	※在ハイティ大使館
在イタリア大使館	在マルタ大使館
在スウェーデン大使館	在アイスランド大使館
在フランス大使館	在ジブティ大使館
在ベルギー大使館	※在ルクセンブルグ大使館
在ニュー・ジーランド大使館	在サモア大使館
在パプア・ニューギニア大使館	※在ソロモン大使館
在フィジー大使館	在トンガ大使館
"	在ナウル大使館
在クウェイト大使館	在バハレーン大使館
在サウディ・アラビア大使館	※在イエメン大使館
"	※在オマーン大使館
在レバノン大使館	在サイプラス大使館
在エジプト大使館	※在南イエメン大使館
在ガボン大使館	在カメルーン大使館
"	在コンゴ大使館
"	在サントメ・プリンシペ大使館
"	在チャード大使館
在ケニア大使館	在ウガンダ大使館
"	在セイシェル大使館
"	在マラウイ大使館
在ザイール大使館	在ブルンディ大使館
"	在ルワンダ大使館
在ザンビア大使館	在アンゴラ大使館

兼 轄 公 館 名	被 兼 轄 公 館 名
在ザンビア大使館	在スワジランド大使館
"	在ボツワナ大使館
"	在レソト大使館
在セネガル大使館	在カーボ・ヴェルデ大使館
"	在ガンビア大使館
"	在ギニア・ビサオ大使館
"	在マリ大使館
"	在モーリタニア大使館
在象牙海岸共和国大使館	在上ヴォルタ大使館
"	在トーゴ大使館
"	在ニジェール大使館
"	在ベナン大使館
在スーダン大使館	在ソマリア大使館
在タンザニア大使館	在モザンビーク大使館
在マダガスカル大使館	在コモロ大使館
"	在モーリシャス大使館
在リベリア大使館	在シエラ・レオーネ大使館

注 被兼轄公館名欄の※印は実館

3. 各通貨の為替相場一覧表

(原則として1981年6月18日現在)
(カッコ内は日付)

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Afghanistan	Afghani(s) =100 Pul(s)	Af.		44.50	
Albania	Lek(s) =100 Quintar(s)			公定 3.30 非商業用7.00 (5月末)	
Algeria	Algerian Dinar(s) =100 Centime(s)	DA	(複合通貨 単位にリ ンク)	4.2545 (4月末)	1. 1973年2月21日 対ドル11.11%切 上げ。 2. 1974年1月21日 フランス・フラン、 リンク廃止。
Angola	Kwanza =100 Lwei			27.627 (6/10)	1. 1976年11月11日 通貨名称変更 2. 1977年にポルト ガル・エスクード ・リンクを廃止。
Antigua	East Caribbean Dollar(s) =100 Cent(s)	E.C.\$	2.70		
Argentina	Argentine Peso(s)	P	(特定指標 により調 整)	S 4,269 B 4,249 (6/2)	1. 1975年11月11日 以降商業レート廃 止。 2. 1976年11月26日 レート1本化。 3. 1976年10月27日 より Centavo(s) は廃止。 4. 1981年6月2日、 対米ドル30%切下 げ。
Australia	Australian Dollar(s) =100 Cent(s)	A \$	(複合通貨 単位に対 し柔軟に 調整)	A\$1につき US\$ S 1.1460 B 1.1508	1. 1973年2月13日 対ドル11.11%切 上げ。 2. 1973年9月9日 対ドル5%切上げ。 3. 1974年9月25日 ドルリンク廃止、 バスケット方式採 用。 4. 1976年11月29日 バスケットとの固 定リンクを廃止。

- (注) 1. 通貨単位欄のカッコ内は複数形。(同形)は単複同形。
2. 基準相場および為替相場各欄は、特記なき限り対米ドル相場(1米ドルにつき各通貨単位)。
3. 基準相場欄の SDR は標準バスケット方式評価の SDR を表わす。
4. 備考欄の SDR* は金価値表示の SDR (SDR 1=純金 0.888671グラム)を表わす。
5. SDR リンクの通貨については、SDR 1=US\$ 1.16044 をもって対米ドル為替相場を算出できる。
n.a.=not available

(資料) 信頼できると考えられる諸資料によったが、原資料の誤謬等については責を負いかねます。

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Austria	Schilling (同形) =100 Groschen (同形)	S. ÖS.	(複合通貨) 単位にリ ンク	S 16.77 B 16.75	1. 1973年2月13日 対ドル11.11%切 上げ。 2. 1973年3月13日 対ドル2.25%切上 げ。 3. 1973年3月19日 フロート移行。 4. 1973年7月3日 実質4.8%切上げ。
Azores (Portugese)	Escudo(s) =100 Centavo(s) Escudos 1,000 =1 Conto		P.Esc.と 等価		
Bahamas Is.	Bahama Dollar(s) =100 Cent(s)	B \$	1.00		1973年2月13日対 ドル11.11%切上げ。
Bahrain Is.	Bahrain Dinar(s) =1,000 Fil(s)	B.D.		S 0.377 B 0.375	
Bangladesh	Taka =100 Paisas (sing. Paisa)		(複合通貨) 単位にリ ンク	17.394 (4月末)	
Barbados	Bahama Dollar(s) =100 Cent(s)	B. \$	2.01		1975年7月5日ボ ンドリンク廃止、ド ルリンク。
Belgium	Belgian Franc(s) =100 Centime(s)	B.Fr.	EMS参加 (本表末 尾参照)	公定 S 38.85 B 38.80 金融 S 39.27 B 39.22	1. 1973年2月13日 対ドル11.11%切 上げ。 2. 1973年3月19日 EC共同フロート 移行。 3. 1978年10月16日 共同フロート内で 2%切上げ。 4. 1979年3月13日 EMS参加。 5. 1981年3月23日 イタリア・リラに 対し6%切上げ。
Bermuda	Bermuda Dollar(s) =100 Cent(s)	Bda \$	1.00		
Bolivia	Peso Boliviano(s) =100 Centavo(s)	\$ b		24.51	
Botswana	Pula =100 Thebe		(複合通貨) 単位にリ ンク	0.8019 (4月末)	1. 1976年8月23日 新貨幣発行(Pula 1 =S. Africa Rand 1)。 9月6日より Thebe 硬貨発行。 2. 1977年5月2日 5%切上げ。 3. 1980年6月4日 ドルリンク廃止、 SDRと南ア・ラ ンドにリンク。
Brazil	Cruzeiro(s) =100 Centavo(s)	Cr. \$	(特定指標) により調 整	S 89.68 B 89.23 (6/17より)	

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Belize (British Honduras)	British Honduras Dollar(s) =100 Cent(s)	B.H.\$	2.00		
Brunei	Brunei Dollar(s) =100 Cent(s)	B \$	Singapore Dollarと等価		1973年5月22日、マレーシアとの通貨相互交換停止。
Bulgaria	Lev(s) =100 Stótinki (sing. Stótinka)	LW		公定 0.9330 旅行者用は50%上乗せ (5月末)	1. 1974年11月1日対ドル旅行者レート27%切上げ。 2. 1975年11月1日レート1本化。 3. 1978年1月より二重相場制採用。
Burma	Kyat(s) =100 Pya(s)	K	SDR1につき 8.50847	S 7.4166 B 7.2712 (5/30)	1975年1月25日ドルリンク廃止。
Burundi	Burundi Franc(s) =100 Centime(s)	FBu	90.00		1973年2月対ドル11.11%切上げ。
Cameroon	Franc de la Coopération Financière en Afrique Centrale =100 Centime(s)	CFAF	F. Fr. 1につき 50.00		Equatorial Africa
Canada	Canadian Dollar(s) =100 Cent(s)	Can \$ または C \$		S 1.2050 B 1.2047	1970年6月1日フロート移行。
Central African Republic	Franc de la Coopération Financière en Afrique Centrale =100 Centime(s)	CFAF	F. Fr. 1につき 50.00		Equatorial Africa
Chad	Franc de la Coopération Financière en Afrique Centrale =100 Centime(s)	CFAF	F. Fr. 1につき 50.00		Equatorial Africa
Chile	Peso(s) =100 Centavo(s)	P.	39.00		1975年9月29日1,000デノミネーション実施。
China (People's Republic of China)	(RENMINBI=RMB) 単位は元(Yuan) =10角(Jiao) =100分(Fen)	RMB		S 1.7512 B 1.7424	
Colombia	Peso(s) =100 Centavo(s)	Col. \$	(特定指標により調整)	54.01 (6/15)	

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Comoros	CFA Franc	CFAF	F. Fr. 1 につき 50.00		
Congo (Brazzaville)	Franc de la Coopération Financière en Afrique Centrale =100 Centime(s)	CFAF	F. Fr. 1 につき 50.00		Equatorial Africa
Costa Rica	Colon(es) =100 Centimo(s)	¢	15.00		1. 1971年6月より二重相場制採用。(但し、一部取引に適用されるサン・ホセ取引所相場は不詳) 2. 1980年12月26日変動相場制の移行。
Cuba	Peso(s) =100 Centavo(s)	P.		S 0.7861 B 0.7838 (6月分)	
Cyprus	Cyprus Pound(s) =1,000 Mil(s)	£C	(複合通貨単位にリンク)	0.4934 (6/10)	1. 1973年2月対ドル11.11%切上げ。 2. 1973年バスケット基準の弾力的為替相場制度へ移行。
Czechoslovakia	Koruna (Koruny) =100 Haler(s)	Kc.		公定 S 5.93 B 5.87 旅行者用には75%上乗せ (5月末)	
Denmark	Danish Krone(r) =100 Oere (同形)	D. Kr.	EMS参加 (本表末尾参照)	S 7.4700 B 7.4600	1. 1973年2月対ドル11.11%切上げ。 2. 1973年3月19日 EC共同フロート移行。 3. 1976年10月18日対SDR*4%切下げ。 4. 1977年4月1日対SDR*3%切下げ。 5. 1977年8月28日対SDR*5%切下げ。 6. 1979年3月13日 EMS参加。 7. 1981年3月23日イタリア・リラに対し6%切上げ。
Djibouti (formerly Afars and Issas)	Djibouti Franc(s) =100 Centime(s)	Dj.Fr.	178.16	S 179.48 B 176.84	1977年6月27日独立。 対ドルリンク
Dominican Republic	Peso(s) =100 Centavo(s)	RD\$	1.00		米ドル等価
Ecuador	Sucre(s) =100 Centavo(s)	S/	25.00	公定 S 25.05 B 24.85	
Egypt (Arab Republic of Egypt)	Pound(s) =100 Piastre(s) =1,000 Millieme(s) £E = Tallari 5	£E P.T. m/ms	0.7	S 0.7070 B 0.7000 (791/1より)	1. 1973年2月、対ドル11.11%切上げ。 2. 1973年9月1日より二重相場制採用。 3. 1979年1月1日より二重相場制を廃止し一本化。

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
El Salvador	Colon(s) =100 Centavo(s)	¢	2.50	S 2.60 B 2.50	
Equatorial Guinea	Ekpwele	EK	Pta. 1に ついて 2.00		
Ethiopia	Ethiopian Birr(s) =100 Cent(s)		2.07		1973年2月対ドル 11.11%切上げ。
Falkland Is.	Falkland Is. Pound(s) =100 Pence (sing. Penny)	F. Is. £	Stg. £1 につき 1.00		
Fiji Is.	Fiji Dollar(s) =100 Cent(s)	F \$	(複合通貨) 単位にリ ンク	0.8339 (4月末)	1. 1973年9月10日 対ドル5.7%切上 げ。 2. 1975年4月7日 フロート移行。 3. 1976年11月29日 実質5.6%切下げ。
Finland	Markka(s) =100 Pennis	mk Fmk	(複合通貨) 単位にリ ンク	S 4.4326 B 4.4307	1. 1973年2月13日 対ドル5.1%切上 げ。 2. 1973年6月5日 フロート移行。 3. 1977年11月1日 貿易比重複合通貨 単位リンク制移行 (変動幅上下約3%)。 4. 1978年2月16日 実質8%切下げ (変動幅4.5%)。 5. 1979年9月21日 実質2%切上げ (変動幅6%)。
France	Franc(s) =100 Centime(s)	F. Fr.	EMS参加 (本表末) (尾参照)	S 5.6650 B 5.6600	1. 1973年2月対ド ル11.11%切上げ。 2. 1973年3月19日 EC共同フロート 移行。 3. 1974年1月21日 共同フロート離脱 (1975年7月10日 復帰)。 4. 1974年3月21日 為替レート1本 化。 5. 1976年3月15日 共同フロート再離 脱。 6. 1979年3月13日 EMS参加。 7. 1981年3月23日 イタリア・リラに 対し6%切上げ。

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
French Polynesia	Franc(s) des Communauté Française du Pacifique =100 Centime(s)	CFPF	F. Fr. 1 につき 18.1818		
Futuna Is.	Franc(s) des Communauté Française du Pacifique =100 Centime	CFPF	F. Fr. 1 につき 18.1818		
Gabon	Franc de la Coopération Financière en Afrique Centrale =100 Centime(s)	CFAF	F. Fr. 1 につき 50.00		Equatorial Africa
Gambia	Dalasi =100 Butut(s)		Stg. £1 につき 4.00		
Germany: (German Democratic Republic)	Mark der Deutschen Demokratischen Republik =100 Pfennig(同形)	M		公定 2.28	原則として DMと等価
Germany: (Federal Republic of Germany)	Deutsche Mark =100 Pfennig (同形)	DM	EMS参加 (本表末 尾参照)	S 2.3740 B 2.3730	1. 1972年3月対ドル11.11%切上げ。 2. 1973年3月14日3%切上げ。 3. 1973年3月19日EC共同フロート移行。 4. 1973年6月29日対SDR*5.5%切上げ。 5. 1976年10月18日対SDR*2%切上げ。 6. 1978年10月16日共同フロート内で4%切上げ。 7. 1979年3月13日EMS参加。 8. 1981年3月23日イタリア・リラに対し6%切上げ。
Ghana	Cedi =100 New Pesewa(s)	¢		2.75	1. 1973年2月対ドル11.3%切上げ。 2. 1978年6月19日対ドル11.5%切下げ。固定相場制を廃止。(管理フロートへ移行)。
Gibraltar	Gibraltar Pound(s) =100 Pence * (sing. Penny)		Stg. £ と等価		
Greece	Drachma(s) =100 Lepta	Dr.		S 56.55 B 56.45 (5月末)	1. 1973年11月8日対ドル3.7%切上げ。 2. 1975年3月8日ドルリンク廃止、フロート移行。

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Grenada	East Caribbean Dollar(s) =100 Cent(s)	E.C.\$	2.70		
Guadeloupe	Franc(s) =100 Centavo(s)	F	F. Fr. と等価		
Guatemala	Quetzal(es) =100 Centavo(s)	Q	1.00		
Guinea	Sylli =100 Cauris		SDR 1 につき 24.6853	(注) 5	1972年10月2日新通貨発行。
Guinea Bissau (Republic of Guinea- Bissau)	Peso =100 Centavo(s)		SDR 1 につき 44		1978年5月26日 SDRリンク。
Guyana (formerly British Guiana)	Guyana Dollar =100 Cent(s)	G\$	(複合通貨) 単位にリ ンク	3.0303 (6/3)	1981年6月、米ドルリンクを廃止。
Haiti	Gourde(s) =100 Centime(s)	G	5.00		
Honduras	Lempira(s) =100 Centavo(s)	L	2.00		
Hong Kong	Hong Kong Dollar(s) =100 Cent(s)	HK\$		S 5.5290 B 5.5260	1. 1973年2月対ドル11.11%切上げ。 2. 1974年11月25日 フロート移行。
Hungary	Forint(s) =100 Filler	Ft.		商業 S 34.7637 B 34.6943 非商業 S 31.3187 B 31.2561	1976年1月1日より 二重相場。
Iceland	Krona (Kronur) =100 Aurar (sing. Eyri)	I. Kr.	(複合通貨) 単位にリ ンクした 模様	S 7.1730 B 7.1530 (5月末)	1. 1973年4月30日 対ドル6%切上げ。 2. 1973年6月15日 フロート移行。 3. 1981年1月1日 1デノミネーション 実施。 4. 1981年5月31日 複合通貨単位に対 して約3.85%切下 げ。
India	Rupce(s) =100 Paise (sing. Paisa) Lakh 1 =Re. 100,000 Crore 1 =100 Lakh(s)	I. Re.	(複合通貨) 単位にリ ンク	S 8.7336 B 8.6356 (6/10)	1975年9月24日ポ ンドリンク解消。 (バスケット方式採 用)
Indonesia	Rupiah(s) =100 Sen	Rp	(複合通貨) 単位にリ ンク	S 632.50 B 629.00	1978年11月16日対 ドルリンク廃止。パ スケット方式採用。

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Iran	Rial(s) =100 Dinar(s)	RI	SDR 1 につき 92.30	(注) 5	1. 1973年2月対ドル11.11%切上げ。 2. 1980年5月22日ドルリンク廃止、SDRリンク。
Iraq	Dinar(s) =1,000 Fil(s)	ID	0.295314		1973年2月対ドル11.11%切上げ。
Ireland (Eire=Irish) (Republic)	Ireland Pound(s) =100 Pence (sing. Penny)	£Ir	EMS参加 (本表末 尾参照)	S 0.6481 B 0.6472	1. 1972年6月23日フロート移行。 2. 1979年3月13日EMS参加。 3. 1981年3月23日イタリア・リラに対し6%切上げ。
Israel	Shekel =100 Agorot (sing. Agora) Shekel =10 I£	IS		11.31 (6/10)	1. 1976年7月18日ドルリンク廃止。 (バスケット方式採用)。 2. 1977年10月28日変動相場制へ移行。 3. 1980年2月22日新通貨発行 $\frac{1}{10}$ デノミネーション実施。
Italy	Lira (Lire) =100 Centesimi (sing. Centesimo)	Lit	EMS参加 (本表末 尾参照)	S 1,180.00 B 1,178.00	1. 1973年1月22日二重相場制採用。 2. 1973年2月14日フロート移行。 3. 1974年3月21日為替レート1本化。 4. 1979年3月13日EMS参加。 5. 1981年3月23日EMS加盟通貨に対し6%切下げ。
Ivory Coast (Cote d'Ivoire)	Franc de la Communauté Financière Africaine =100 Centime(s)	CFAF	F.Fr. 1 につき 50.00		
Jamaica	Jamaican Dollar(s) =100 Cent(s)	J\$	1.78158		1. 1973年1月17日対ドル15.56%切下げ。 2. 1977年4月27日より二重相場制採用。 3. 1978年5月9日二重相場制廃止。
Japan	Yen=100 Sen (同形) (同形)	¥		S 223.60 B 221.60	1973年2月14日フロート移行。
Jordan	Jordan Dinar(s) =1,000 Fil(s)	JD	SDR 1 につき 0.385	0.3275 (4月末)	1973年2月対ドル11.11%切上げ。
Kenya	Kenya Shilling(s) =100 Cent(s)	K.Sh	SDR 1 につき 10.15	8.7877 (6/10)	1975年10月27日対ドル15%切下げ、SDRリンク。

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Korea (Republic of Korea)	Won =100 Chon	W		(韓国銀行基準) S 864.00 B 686.40 681.60 (6/19)	1980年1月12日対ドル16.55%切下げ。
Korea (Democratic People's Republic of Korea)	Won =100 Jun		Won 100につき Rbl. 74.93		ルーブルにリンク。
Kuwait	Kuwait Dinar(s) =1,000 Fil(s)	KD	(複合通貨) 単位にリンク	S 0.28018 B 0.28010	1. 1974年2月13日 フロート移行。 2. 1975年3月19日 バスケット方式採用。
Laos	Kip(s) =100 At(s)	K または Kp.	10.00		1. 1976年6月15日、通貨改革実施。 2. 1979年12月10日 $\frac{1}{100}$ デノミネーション実施。1 US \$ = 100K から 1 US \$ = 4K 3. 1980年1月10日 切下げて 1 US \$ = 10K
Lebanon	Lebanon Pound(s) =100 Piastre(s)	L £		3.97	
Leeward Is.	East Caribbean Dollar(s) =100 Cent(s)	E.C.\$.	2.70		
Lesotho	Maloti =100 Lisente		南ア・ランドと等価		1. 1980年1月19日以降新通貨発行。 2. South Africa Rand は従来通り通用する。
Liberia	Liberian Dollar(s) =100 Cent(s)	L \$	1.00		
Libya (The Socialist People's Libyan Arab Jamahiriyah)	Libya Dinar(s) =1,000 Dirham(s)	LD	0.29605		
Liechtenstein					スイス・フランが流通。
Luxembourg	Franc(s) =100 Centime(s)	Lux F	EMS参加 (本表末) (尾参照)		ベルギー・フランと等価。
Macao (Portuguese China)	Pataca(s) =100 Avo(s)	P	HK\$100につき S 104.10 B 103.65		1977年4月7日ポルトガル・エスクードリング廃止。香港ドルリング。1979年4月4日対香港ドル・レートを切下げ。
Madeira Is. (Portuguese)	Escudo(s) =100 Centavo(s)				ポルトガル・エスクードが流通。

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Madagascar	Malagasy Franc(s) =100 Centime(s)	FMG	F. Fr. 1 につき 50.00		1973年7月1日フ ラン圏離脱。
Malawi	Kwacha =100 Tambala	MK	SDR 1 につき 1.05407		1. 1973年10月フロ ート移行。 2. 1973年11月9日 ポンドリンク解消。
Malaysia	Ringgit =100 Sen		(複合通貨) 単位にリ ンク	S 2.3395 B 2.3255	1. 1973年2月対ド ル11.11%切上げ。 2. 1973年6月22日 フロート移行。 3. 1975年8月28日 通貨名称変更。 4. 1975年10月29日 バスケット方式採 用。
Maldives (Republic of Maldives)	Rupee(s)	Rs.		7.55 (*80. 10月末)	
Mali	Mali Franc(s) =100 Centime(s)	MF	F. Fr. 1 につき 100.00		
Malta	Maltese Pound(s) =100 Cent(s) =1,000 Mil(s)	£M	(複合通貨) 単位にリ ンク	Stg. £ 1 につき S 0.7950 B 0.7750 (5月末)	
Mauritania	Ouguiya =5 Khoum(s)	OM	(複合通貨) 単位にリ ンク	47.58 (4月末)	1. 1973年6月29日 新通貨発行。 2. 1973年7月9日 仏共同体離脱。
Mauritius	Mauritius Rupee(s) =100 Cent(s)	M.Rp.	SDR 1 につき 10.00	(注) 5	
Mexico	Peso(s) =100 Centavo(s)	P Mex. \$		S 24.38 B 24.18 (6/17)	1. 1976年8月31日 対ドルリンク廃 止、フロート移行。 2. 1976年9月13日 より対米ドル条件 付き固定相場制採 用。 3. 1976年10月27日 再びフロートへ移 行。
Miquelon Is.					フランス・フラン が流通。
Monaco					フランス・フラン が流通。
Mongolia	Tugrik(s) =100 Mongo		Tugriks 100につき Rbl. 22.50		ルーブルにリンク。

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Montserrat	East Caribbean Dollar(s) =100 Cent(s)	E.C.\$	2.70		
Morocco	Dirham(s) =100 Moroccan Franc(s)	DH		5.0263 (4月末)	
Mozambique	Mozambique Metical =100 Centavos	MT		28.8838 (6/10)	1980年6月16日に 通貨名称変更(旧 Escudo)。
Nepal	Nepalese Ruppee(s) =100 Pice (同形)	NR	12.00	基礎レート 11.60 貿易用レート 14.00	1. 1973年2月対ドル4.12%切下げ。 2. 1975年10月9日18.9%対ドル切下げ。 3. 1978年3月31日二重相場制採用。
Netherlands	Guilder(s) または Florin(s) =100 Cent(s)	f. または D.Gl.	EMS参加 (本表末 尾参照)	S 2.6400 B 2.6375	1. 1973年2月対ドル11.11%切上げ。 2. 1973年3月19日EC共同フロート移行。 3. 1973年9月15日対SDR*5%切上げ。 4. 1978年10月16日共同フロート内で2%切上げ。 5. 1979年3月13日EMS参加。 6. 1981年3月23日イタリア・リラに対し6%切上げ。
Netherlands Antilles	Netherlands Antillian Guilder, Florin =100 Cent(s)	Ant. f.		1.80	
New Caledonia	Franc(s) des Communauté Française du Pacifique =100 Centime(s)	CFPF	F.Fr. 1 につき 18.1818		
New Zealand	New Zealand Dollar(s) =100 Cent	NZ\$	(複合通貨) 単位にリ ンク	NZ\$ 1につき US\$ S 0.8580 B 0.8585 (5/19)	1. 1976年11月30日2.73%切下げ。 2. 1976年12月20日2.0%切上げ。
Nicaragua	Cordoba(s) =100 Centavo(s)	C\$ または C.	10.00	輸出: 9.00 輸入及び貿易外 10.00	1979年4月9日対ドル切下げ。
Niger	Franc de la Communauté Financière Africaine =100 Centime(s)	CFAF	F.Fr. 1 につき 50.00		

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Nigeria	Naira(s) =100 Kobo(s)	₦		S 0.6478 B 0.6445 (6/12)	1. 1973年1月2日 十進法採用と通貨 単位の呼称変更。 2. 1974年4月5日 フロート移行。
Norway	Krone(—nor) =100 Oere (同形)	N.Kr.		S 5.9000 B 5.8900	1978年12月12日E C共同フロート離 脱。
Oman Sultanate	Rial Omani =1,000 Baiza		0.345395		1973年2月対ドル 11.11%切上げ。
Pakistan	Rupce(s) =100 Paisas (sing. Paisa)	P.Re	9.90	(中銀相場) 9.9078 対顧客 S 9.9312 B 9.8844	1973年2月対ドル 11.11%切上げ。
Panama	Balboa(s) =100 Centesimo(s)	B	1.00		米ドル等価
Papua New Guinea	Kina =100 Toea(s)	K	(バスケット トを含む 諸指標に より調整)	1 Kina に つき US\$ S 1.4760 B 1.4770 (5/19)	1. 1975年4月19日 新通貨発行。1975 年末まで豪ドルと 等価。 2. 1975年9月16日 独立。 3. 1976年1月1日 より豪ドルとの Dual Currency 制度打ち切り。 4. 1976年11月28日 7.25%切下げ。 5. 1976年12月29日 対豪ドル1.86%切 下げ。 6. 1978年6月5日 バスケットリンク。
Paraguay	Guarani(es) =100 Centimo(s)	₡	126.00		
People's Republic of Benin	Franc de la Communauté Financière Africaine =100 Centime(s)	CFAP	F.Fr. 1 につき 50.00		1975年11月30日国 名変更 (以前 Dahomey)

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Peru	Sol(es) =100 Centavo(s)	S/.		S 405.593 B 403.420 (4月末)	1. 1975年9月26日 対ドル切下げ、二 重為替市場制のま まレート一本化。 2. 1977年10月単一 為替市場へ移行。 フロート移行。
Philippines	Peso(s) =100 Centavo(s)	P		7.9495 (6/11)	
Poland	Zloty(s) =100 Groszy (sing. Grosz)	ZI.		S 34.34 B 33.00 (5月末)	1. 1978年2月特別 商業取引レートの 40%切下げ。 2. 1978年4月フロ ート移行。
Portugal	Escudo(s) =100 Centavo(s) Esc. 1,000=1Conto	Esc	(バスケット トを含む 諸指標に より調整)	S 62.50 B 62.00	1973年2月対ドル 6.9%切上げ。
Puerto Rico					米ドルが流通。
Qatar	Qatar Riyal =100 Dirham	QR		S 3.6415 B 3.6385 (80/6/14より)	1975年3月17日 S DRリンク移行。
Reunion Is.					フランス・フラン が流通。
Romania	Leu(Lei) =100 Bani (sing. Banu)	L		公定 4.47 非商業 11.00 (5月末)	1974年10月2日旅 行者レートを西側通 貨に対し19.83%切 上げ。
Rwanda	Rwanda Franc(s) =100 Centime(s)	RF	92.84		
São Tome and Principe (Dem. Rep. of São Tome and Principe)	Dobra		SDR 1 につき 45.25	(注) 5	

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Saudi Arabia	Riyal(s) =20 Qurush (同形) =100 Halalah(s)	SRI		S 3.4005 B 3.3990	1. 1973年8月11日 対ドル5.078%切 上げ。 2. 1975年3月15日 ドルリンク廃止、 SDRリンク。
Senegal	Franc de la Communauté Financière Africaine =100 Centime(s)	CFAF	F.Fr. 1 につき 50.00		
Seychelles	Seychelles Rupee(s) =100 Cent(s)	S.R.	SDR 1 につき 7.2345	(注) 5	
Sierra Leone	Leone =100 Cent(s)	Le	SDR 1 につき 1.36693	(注) 5	1978年11月 SDRリンク。
Singapore	Singapore Dollar(s) =100 Cent(s)	S \$	(複合通貨) 単位にリ ンク	S 2.1310 B 2.1300	1. 1973年2月対ド ル11.11%切上げ。 2. 1973年6月21日 バスケット方式採 用。
Solomon Is.	Solomon Islands Dollar(s)		(複合通貨) 単位にリ ンク	0.859567 (3月末)	
Somalia	Somali Shilling(s) =100 Cent(s)	So.Sh.	6.2950		
South Africa	Rand(s) =100 Cent(s)	R		Commercial Rand S 0.8475 B 0.8460 (5月末)	1. 1975年9月22日 1R=1.15US\$ 2. 1979年1月29日 ① 経常取引は Commercial Rand ② 資本取引は Financial Rand の二重相場制を採 用し、管理プロ ートに移行を宣言。 3. 1981年6月12日 より中銀による相 場公表停止。
Spain	Peseta(s) =100 Centimo(s)	Pta		S 94.20 B 94.00	1. 1973年2月対ド ル11.11%切上げ。 2. 1974年1月22日 フオート移行。 3. 1976年2月9日 対ドル介入点約11 %切下げ。 4. 1977年7月12日 対ドル介入点約20 %切下げ。
Sri Lanka (The Republic of Sri Lanka)	Rupee(s) =100 Cent(s)			18.350 (4月末)	1. 1976年5月24日 ポンドリンク廃 止、バスケット方 式採用。 2. 1977年11月16日 変動相場制へ移行。
St. Christopher Nevis- Anguilla	East Caribbean Dollar(s) =100 Cent(s)	E.C.\$	2.70		

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
St. Helena					英ポンドが流通。
St. Lucia	East Caribbean Dollar(s) =100 Cent(s)	E.C.\$	2.70		
St. Pierre					フランス・フラン が流通。
St. Vincent	East Caribbean Dollar(s) =100 Cent(s)	E.C.\$	2.70		
Sudan	Sudanese Pound(s) =100 Piastre(s)	£Sd	0.5	公定 0.5 優遇 0.8	1979年9月15日対 ドル切下げ。公定20 %、優遇37.5%。
Surinam	Surinam Guilder(s) Florin(s) =100 Cent(s)	Sur.f.	1.785		1975年11月独立。
Swaziland	Lilangeni (Emalangeni) =100 Cent(s)		南ア・ラン ドと等価		1974年9月6日自 国通貨発行。 南ア・ランドも等 価で通用。
Sweden	Krona (Kronor) =100 Oere	S. Kr.	(複合通貨) 単位にリ ング	S 5.0300 B 5.0200	1. 1973年3月10日 EC共同フロート 移行。 2. 1976年10月18日 対SDR*1%切下 げ。 3. 1977年4月1日 対SDR*1%切下げ。 4. 1977年8月28日 共同フロート離脱。 単独フロート移行。
Switzerland	Franc(s) =100 Centime(s)	S. Fr.		S 2.0720 B 2.0700	1973年1月23日フ ロート移行。
Syrian Arab Republic	Syrian Pound(s) =100 Piastre(s)	£S	3.925	S 3.95 B 3.90 主に民間部門 S 6.35 B 6.30 (5/4)	1981年4月23日よ り二重相場制。
Tahiti	Franc(s) des Communauté Francaise du Pacifique =100 Centime(s)	CFPF	F. Fr. 1 につき 18.1818		
Taiwan	New Taiwan Dollar(s) =100Cents または 元 = 10角 = 100分	NT\$		S 36.37 B 36.27	1. 1973年2月対ド ル5.3%切上げ。 2. 1978年7月11日 対ドル5.56%切上 げ。 3. 1979年2月1日 フロート移行。
Tanzania	Tanzania Shilling(s) =100 Cent(s)	TSh	(複合通貨) 単位にリ ング	8.21862 (3月末)	1979年1月22日よ りSDRリングを離 れた。

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Thailand	Baht =100 Satang	B	(複合通貨) 単位にリ ンク	21.00	1. 1973年7月17日 対ドル4%切上げ。 2. 1978年3月8日 対ドルリンク廃 止。バスケット方 式採用。 3. 1978年11月1日 バスケット方式廃 止。
Togo	Franc de la Communauté Financière Africaine =100 Centime(s)	CFAF	F. Fr. 1 につき 50.00		
Tonga	Paanga =100 Seniti	T\$	A\$と等価		
Trinidad & Tobago	Trinidad Tobago Dollar(s) =100 Cent(s)	TT\$	2.40		1976年5月28日ポ ンドリンク廃止、ド ルリンク。
Tunisia	Tunisian Dinar =1,000 Millieme(s)	D	(複合通貨) 単位にリ ンク	0.4909 (4月末)	
Turkey	Lira(s) または Pound(s) =100 Kuruş =4,000 Para(s)	Lt £ T		S 102.82 B 100.80 (5/11)	1. 1973年8月25日 フロート移行。 2. 1981年5月1日 より市場実勢に応 じて毎日調整。
Uganda	Uganda Shilling(s) =100 Cent(s)	U. Sh		S 78.40 B 77.60 (6/8)	1. 1975年10月25日 切下げ、SDRリ ンク。 2. 1981年6月フロ ート移行と同時に 大幅切下げ。
* United Arab Emirates	Dirham(s) =100 Fil(s)	DH.		S 3.6732 B 3.6727	1. 1972年12月2日 UAE結成。 2. 1973年5月19日 新通貨発行。 3. 1974年2月1日 IMF加盟。
United Kingdom	Sterling Pound(s) =100 Pence (sing. Penny)	£Stg.		S 0.5074 B 0.5071	1972年6月13日フ ロート移行。
United States of America	United States Dollar(s) =100 Cent(s)	US\$			1973年2月13日対 金10%切下げ(1オン ス=US\$ 42.2222)。
Upper Volta	Franc de la Communauté Financière Africaine =100 Centime(s)	CFAF	F. Fr. 1 につき 50.00		
Uruguay	Peso(s) =100 Centesimo(s)	Ur\$		S 10.703 B 10.676 (6/3)	1975年7月1日 1000 デノミネーショ ン実施。

* Abu Dhabi, Dubai, Sharjah, Umm Al-Qaiwain,
Fujairah, Ras Al-Khaimah

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
U.S.S.R.	Ruble =100 Kopeck(s)	Rbl.		0.7540	
Vanuats	Vatu		F. Fr. 1 について 16.1616		
Venezuela	Bolivar(s) =100 Centimo(s)	B.	4.2925	S 4.30 B 4.28	
Viet-Nam (The Socialist Republic of Viet-Nam)	Dong(s) =10 Hao =100 Xu		SDR 1 につき 2.66358	S 2.626 B 2.600 (5/15)	
Wallis Is.	Franc(s) des Communauté Française du Pacifique =100 Centime(s)	CFPF	F. Fr. 1 につき 18.1818		
Western Samoa	Tala =100 Sene	WS\$	(ニュージー ランド 採用の複 合通貨単 位を基準)	0.9720 (3月末)	
West Indies	East Caribbean Dollar(s) =100 Cent(s)	E.C.\$	2.70		
Windward Is.	East Caribbean Dollar(s) =100 Cent(s)	E.C.\$	2.70		
Yemen Arab Republic	Rial(s) =40 Bugshah(s)	YRi	4.5625		
Yemen, People's Dem. Rep. (formerly Aden)	Yemen Dinar(s) =1,000 Fil(s)	YD	0.345399		1973年2月対ドル 50%切上げ。
Yugoslavia	Dinar(s) =100 Para	Din		S 33.4519 B 32.4300 (5月末)	1. 1973年7月12日 フロート移行。 2. 1974年10月31日 実質7%切下げ。

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Zaire Republic	Zaire =100 Makuta (sing. Likuta)		SDR 1 につき 3.823	(注) 5	1. 1976年3月16日 ドルリンク廃止。 SDRリンク。 2. 1979年1月2日 4度目の切下げ。 3. 1979年8月24日 5度目の切下げ。 4. 1980年2月22日 6度目の切下げ。
Zambia	Kwacha =100 Ngwee	K	SDR 1 につき 1.024264	(注) 5	1. 1973年2月対ド ル11.11%切上げ。 2. 1976年3月ドル リンク廃止。SD Rリンク移行。
Zimbabwe	Zimbabwe Dollar(s) =100 Cent(s)	Z\$	(複合通貨) 単位にリ ンク	0.6993 (6/10)	

4. 国別にみた必要および推奨される予防接種

(1) 予防接種証明書要求一覧

次の一覧表は国際予防接種証明書要覧（日本検疫衛生協会発行）にもとづき作成したものである。

- 〔使用符号〕 ○ …… どの国から到着しても要求する予防接種
 ◎ …… 汚染地域から到着する者に要求する予防接種
 A …… 航空機で到着した者に限り要求
 R …… 全ての到着者に勧告する予防接種
 1Y …… 年齢が1歳以上の者に要求
 6M …… 年齢が6カ月以上の者に要求
 3M …… 年齢が3カ月以上の者に要求

国別予防接種証明書要求一覧表

昭和55年12月現在
 財団法人日本検疫衛生協会

国・領域	痘そう	黄熱	コレラ	その他	備考	国・領域	痘そう	黄熱	コレラ	その他	備考
A	アフガニスタン	◎	◎			B	ベリーズ	◎	◎		
	アルバニア	○6M	◎1Y	◎6M			ベナン	◎	○1Y		
	アルジェリア	◎	◎1Y				バーミューダ	◎			
	(ア領)サモア	◎	◎1Y				ボリビア				
	アングラ	◎	◎R1Y	◎R			ボツワナ		◎1Y		
	アンチグア	◎	◎1Y				ブラジル	◎3M	◎		
	アルゼンチン	◎					ブルネイ	◎	◎1Y	◎1Y	
	オーストラリア	◎1Y	◎				ブルガリア	◎1Y			
	オーストリア	◎1Y					ビルマ	◎	◎		
							ブルンジ		◎1Y		
B	バハマ	◎1Y	◎1Y			C	カナダ				
	バレーン	◎	◎1Y				運河地帯	◎			
	バングラデシュ	◎	◎				カナリー諸島				
	バルバドス	◎1Y	◎1Y				カーボベルデ	◎3M	◎1Y	◎	
	ベルギー	◎									

国・領域	痘そう	黄熱	コレラ	その他	備考	国・領域	痘そう	黄熱	コレラ	その他	備考
C	カイマン諸島					G	ガ - ナ	◎1Y	◎R1Y		
	中央アフリカ		○1Y				ジブラルタル	◎3M			
	チ + ド	○1Y	◎R1Y	R			キリバティ (ギルバート諸島)	◎1Y	◎1Y		
	チリ						ギリシア	◎	◎6M		
	中国	◎	◎				グリーンランド				
	クリスマス島		◎1Y				グレナダ	◎			
	コロンビア	◎3M					グアム				
	コモロ諸島	◎					グアテマラ				
	コンゴ	◎6M	○1Y				ガンジー島 オールダニー島 サーク島	◎			
	クック諸島	◎3M					ギニア	◎1Y	○1Y		
	コスタリカ	◎					ギニアビサウ	◎3M	○1Y		
	キューバ	◎	◎			H	ガイアナ	◎3M	◎		
	キプロス		◎1Y				ハイチ	◎	◎		
	チェコスロバキア	◎					ホンジュラス	◎	◎		
D	カンボジア	○	◎				ホンコン	◎			
	イエメン		◎1Y				ハンガリー	◎			
	デンマーク	◎				I	アイスランド	◎			
	ジブチ	◎	◎1Y				インド	◎	◎	R	
	ドミニカ	◎	◎1Y				インドネシア	◎1Y	◎		
	ドミニカ(共和)	◎					イラン		◎1Y	◎6M	
E	東チモール	○3M	○1Y				イラク	◎1Y	◎		
	エクアドル	◎	◎				アイルランド	◎1Y			
	エジプト・アラブ	○3M	◎1Y	◎1Y			マン島	◎			
	エルサルバドル	◎1Y	◎6M				イスラエル	◎			
	赤道ギニア	◎	◎				イタリア	◎			
	エチオピア		○				コートジボアール	◎	○1Y		
F	フォークランド諸島	◎				J	ジャマイカ	◎1Y	◎1Y		
	フェロー諸島						日本	◎			
	フィジー		◎A1Y				ジャージー島	◎			
	フィンランド	◎					ヨルダン	◎			
	フランス	◎				K	ケニア		◎1Y		
	グアドループ マルチニーク レユニオン		◎1Y				クウェート	◎1Y	◎1Y		
	(フ領)ギアナ		○1Y			L	ラオス	◎	◎		
	(フ領)ポリネシア	◎	◎1Y				レバノン	◎	◎A		
G	ガボン		○1Y				レソト	◎	◎		
	ガンビア	◎1Y	○	◎6M			リベリア		○		
	ドイツ(東)	◎					リビア・アラブ	◎1Y	◎1Y	◎	
	ドイツ(西)	◎					リヒテンシュタイン				

国・領域	痘そう	黄熱	コレラ	その他	備考	国・領域	痘そう	黄熱	コレラ	その他	備考
L ルクセンブルグ	◎					P ポルトガル	◎6M	◎1Y			
M マカオ	◎3M					プエルトリコ					
マダガスカル	○3M	◎1Y	◎6M			Q カタール	◎	◎1Y			
マラウイ	◎	◎	◎			R 大韓民国	◎1Y		◎1Y		
マレーシア		◎1Y				ルーマニア	◎6M				
モルジブ	◎	◎	○			ルワンダ	◎6M	◎1Y			
マリ	◎	○	◎			S セントヘレナ	◎1Y				
マルタ	◎	◎6M	◎			セントキッツ・ネビス・アンギラ	◎3M	◎1Y			
モーリタニア	◎	○1Y				セントルシア	◎	◎1Y			
モーリシャス	◎	◎1Y				サンピエール・ミクロン	◎				
メキシコ	◎	◎6M				セントビンセント	◎3M	◎1Y			
モナコ						サモア	◎	◎1Y			
モンゴル						サントメ・プリンシペ	◎	○1Y			
モントセラト	◎1Y	◎1Y				サウジアラビア					
モロッコ	◎					セネガル		○1Y			
モザンビーク	○3M	◎1Y	○			セーシェルズ	◎	◎1Y	◎		
N ナミビア	◎	◎				シエラレオネ		1Y			
ナウル	◎1Y	◎1Y	◎1Y			シンガポール	◎1Y	◎1Y			
ネパール	◎	◎				ソロモン諸島		◎A			
オランダ	◎					ソマリア	◎	◎			
(オ領)アンチル	◎3M	◎6M				南アフリカ	◎	◎			
ニューカレドニア	◎	◎1Y				ジンバブエ(南ローデシア)	○	◎			
バヌアツ共和国(ニューヘブリデス)						スペイン					
ニュージーランド	◎3M					スリランカ	◎	◎1Y			
ニカラグア	◎					スーダン	◎	◎1Y	◎		
ニジュール	◎6M	○1Y	○6M			スリナム	◎	◎			
ナイジェリア	◎3M	○1Y				スワジランド	◎	◎	◎		
ニウエ島	◎3M		◎			スウェーデン	◎				
ノルウェー	◎1Y					スイス	◎				
O オマーン	◎	◎				シリア・アラブ	◎6M				
P 太平洋諸島(ア信託領)	◎					T タイ	◎	◎1Y			
パキスタン	◎	◎	◎			トゴ	◎1Y	○1Y			
パナマ	◎		◎			トンガ	◎	◎1Y			
バプアニューギニア	◎1Y	◎	◎1Y			トリニダードトバゴ	◎	◎1Y			
パラグアイ		◎				チュニジア	◎1Y	◎1Y			
ペルー	◎6M	◎6M				トルコ	◎				
フィリピン	◎	◎				トゥバル	◎1Y	◎1Y	◎		
ピトケアン島		◎1Y				U ウガンダ	○	○1Y			
ポーランド	◎					ソビエト	◎				

国・領域	痘そう	黄熱	コレラ	その他	備考	国・領域	痘そう	黄熱	コレラ	その他	備考
U アラブ首長国	◎6M	◎	◎			W ウェーク島					
イギリス	◎					Y イエメン・アラブ	◎	◎1Y			
カメルーン	○	○1Y				ユーゴスラビア	◎				
タンザニア	◎	◎1Y				Z ザイール	◎	◎R1Y			
アメリカ						ザンビア	◎6M	◎1Y	◎1Y		
オートボルタ	○	○1Y									
ウルグアイ	◎1Y										
V ベネズエラ	◎6M					台 湾			◎		
ベトナム	◎6M	◎A1Y	◎								
バージン諸島 (米領)											

(注) 下記各国については当該国を単に通過する(空港を離れない)場合でも前記のケースに該当する場合は次の予防接種証明書を所持する必要がある。

国名	天然痘	コレラ	黄熱	国名	天然痘	コレラ	黄熱
オーストラリア			☆	ナウル			☆
中央アフリカ		☆	☆	アメリカ領サモア	☆		☆
チャド	☆		☆	西サモア	☆		☆
中国		☆	☆	南アフリカ			☆
クック諸島	☆			スワジランド		☆	☆
デンマーク	☆			トンガ			☆
キリバテイ (旧ギルバート諸島)		☆	☆	ヴェトナム		☆	
クウェート			☆	ウルグアイ		☆	
レソト			☆	ツバル			☆

(TIM 1月号調べ)

(2) WHO指定汚染地区一覧

月1回セールス・ブリテンにて連絡の日本検疫衛生協会発行の検疫伝染病情報はWHOが各国から報告のあった伝染病の発生状況により、伝染病汚染地域の指定を行ったものなので、渡航先国の伝染病に関する最新の情報が得られる。

入国の際接種を必ずしも義務づけてないが予防のための接種をすすめる
とよい。

(注) WHOとは別途に汚染地区を指定し、種痘、コレラまたは黄熱病の
予防接種証明書の所持を義務づけている国がある。

(3) 予防接種の実施箇所

1. 種痘及びコレラ

予防接種は、医師又は医師の直接監督のもとに看護婦が行うが、証明
書の「予防接種実施者の署名」の欄には当該医師の自筆による署名が必
要。ゴム印などを使用することはできない。

接種箇所は、検疫所、保健所、大病院及び予防接種専門の診療所が取
扱に慣れていてよい。

詳細は渡航手続別。

2. 黄熱病

黄熱病予防接種証明書は、WHOが承認したワクチンを用い、かつW
HOに登録された各国の黄熱接種機関が予防接種したものに限り有効で
ある。

*料 金 1,560 円(収入印紙で)

但し、日本検疫衛生協会は 2,400 円

*必要書類 申請用紙、印鑑

*種痘接種後 1 カ月以上経過していることが必要。

5. 査証相互免除国

日本は下記の国々と査証の相互免除協定を結んでいるので、一定の滞在期間内であれば査証がなくても入国できる。

但し渡航目的が職業につく場合やその他の営利活動を行う場合は、原則として査証を必要とする。

地域別	国名	一般旅券	外交・公用旅券
北・中・南米	アルゼンチン	3カ月以内滞在	3カ月以内滞在
	メキシコ	6カ月以内滞在	査証必要
	カナダ	3カ月以内滞在	3カ月以内滞在
	チリ	"	"
	コロンビア	"	期限なし
	コスタリカ	"	3カ月以内滞在
	ドミニカ	"	"
	エルサルヴァドル	"	"
	グアテマラ	"	"
	ホンジュラス	"	"
	ペルー	"	査証必要
	スリナム	"	3カ月以内滞在
ウルグァイ	"	"	
欧州	オーストリア	6カ月以内滞在	期限なし
	ベルギー	3カ月以内滞在	"
	キプロス	"	3カ月以内滞在
	※デンマーク	"	"
	※フィンランド	"	"
	フランス	"	"
	西ドイツ	"	期限なし
	ギリシャ	"	"
	※アイスランド	"	3カ月以内滞在
	アイルランド	6カ月以内滞在	期限なし
	イタリア	3カ月以内滞在	"
	リヒテンシュタイン	6カ月以内滞在	"
	ルクセンブルグ	3カ月以内滞在	"
	マルタ	"	3カ月以内滞在
	オランダ	"	期限なし
	※ノルウェー	"	3カ月以内滞在
	ポルトガル	"	"
	サンマリノ	"	"
	スペイン	"	期限なし
	※スウェーデン	"	3カ月以内滞在
スイス	"	期限なし	
トルコ	"	{ 期限なし(外交) 3カ月以内滞在(公用)	
イギリス	6カ月以内滞在	期限なし	
ユーゴスラビア	3カ月以内滞在	3カ月以内滞在	

ア ジ ア	バングラデシュ パキスタン シンガポール	3 ヵ月以内滞在 " "	3 ヵ月以内滞在 " "
中 近 東	イスラエル	"	査証必要
アフリカ	レ ソ ト チュニジア モーリシャス	" " "	" " "
オセアニア	ニュージーランド	30日以内滞在	30日以内滞在

北欧5ヵ国（※）における無査証入国の滞在期間は通算される。
すなわち、フィンランドに1ヵ月、ノルウェーに1ヵ月滞在した者は、デンマークでは残り1ヵ月だけしか無査証で滞在できない。

外交・公用旅券の場合、実際の渡航目的との関係で免除期間が違
う場合があるので注意すること。

フランスには、ギアナ、ガドロープ、マルチニク、レ・ユニオン、
サンピエールエミクロンも含む。

ポルトガルには、マデイラ諸島、アゾレス諸島も含む。

スペインには、バレアレス諸島、カナリア諸島、セウタ、ナリー
リャも含む。

なお、一般旅券については1979年11月現在、外交・公用について
は1978年8月現在のものなので、実際の斡旋に当っては、その
つど確認すること。

6. 通過及び短期滞在に対する査証不要国一覧

下記の国々は査証相互免除国ではないが、通過および短期間の滞在に限って査証がなくても入国できる。

国名	滞在期間	適用条件
オーストラリア	72時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・同一空港から出国のこと。 ・第3国への航空券の予約が必要。
ブルガリア	30時間以上 2カ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・観光目的に限る (VOUCHERを所持していること)。通過は不可。
インド	30日間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・観光目的に限る。 ・無査証滞在は6カ月に1回のみ可。ただし、同一旅行であれば期間内 (滞在可能日数は合計で30日) の再入国は可能。この場合はネパール、スリランカ等の隣接国に限られる。 ・全コースの航空券を所持していること。 ・陸路の場合は査証要。
韓国	120時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・観光目的に限る。 ・前後の国が同一の場合 (日本-韓国-日本等) は不可。 ・出国の航空券の予約が必要。 ・入国と出国空港が同一のこと。 ・次の訪問国の査証があること。
マレーシア	14日間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・出国の航空券・乗船券の予約が必要。 ・次の訪問国の査証があること。 ・査証延長は不可。
フィリピン	21日間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・出国の航空券・乗船券が必要。(予約不要) ・次の訪問国の査証があること。 ・入国の際、入国管理官に申し出れば滞在延長も可能。
スリランカ	1カ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・予約済航空券が必要。 ・観光目的に限る。
タイ	15日間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・予約済航空券を所持していること。(TYO-BKK-TYO可) ・船で出入港する場合は500トン以上のこと。 ・陸路入国者は査証要。 ・空路入国海路出国またはその逆も不可。
香港	7日間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・出国のための航空券・乗船券が必要。 ・香港とマカオを往復する場合のみ、香港における滞在日数は合計で7日間となる。

国名	滞在期間	適用条件
カタール	72時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出国の予約済航空券を所持していること。 ・ 業務渡航であって、カタールでの仕事を証明する書類及びカタールのスポンサーなどの手紙を持っていること。 ・ 到着の48時間以上前に、カタールのスポンサーから入国管理事務所へ事前に連絡が行っていること。

(注) 適用条件等は、変更されることがあるので、実際の斡旋に当っては、関係航空会社に照会または最新のTIM等を参照すること。

